

# 令和6年度 業績評価報告書

令和7年1月

林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会

# 目 次

第1	業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方	1
第2	業績評価の実施方法等	1
1	評価の対象事業	1
2	評価の方法	2
第3	業績評価の実施及び結果	3
1	業績評価の実施	3
2	業績評価の結果	4
3	事業評価を行った委員の総合コメント等	4
○	委員会開催の経緯	13
○	委員名簿	13
(参考)		
▪	令和5年度事業計画及び事業実績	14
▪	令和6年度業績評価実施要領	42



## 第1 業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）では、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」において、「法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議委員会等において、法人の業務実績の評価が行われていること。」とされたことを踏まえ、平成15年6月に外部有識者で構成される総合評価委員会（以下「委員会」という。）が設置された。

委員会では平成15年度から同18年度までの4年間、主に調査研究事業を対象に、所要の意見等を述べてきた。

平成19年度には、第三者による的確かつ適正な評価を事業計画に反映させた、より効果的かつ効率的な事業運営を行うことが必要であるという社会的要請を受け、評価方法等を見直し、前年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

平成20年度から前年度業績評価の実施状況を踏まえ「業績評価実施要領」を定め、評価の目的、評価対象事業、評価方法を明確にし、業績評価を実施した。

令和6年度については、「令和6年度業績評価実施要領」に基づき、令和5年度実施事業を対象として業績評価を実施した。

具体的な業績評価の実施方法等は、下記の第2に示すとおりである。

## 第2 業績評価の実施方法等

### 1 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）
  - (1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
  - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
  - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
  - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
  - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）
  - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
  - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
  - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
  - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
  - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
  - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）
  - (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
  - (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し
  - (3) 「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組

- (4) 労働災害情報の収集分析と提供
- (5) 各種活動における会員加入の取組
- (6) ホームページの運営
- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）

- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
- (2) 理事会・総代会等の開催
- (3) 支部長会議等の開催
- (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業で、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

## 2 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記1の23事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

(ア) 事業目的は達成されているか。

(イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。

(ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。

(エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。

(オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

(ア) 労働災害の防止

(イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

### (3) 評価の手順等

#### ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シートを作成する。

#### イ 委員への資料送付等

(ア) 事務局で作成した資料（災害状況報告、収支決算書及び関連資料を含む。）を委員会委員あて事前に送付する。

(イ) 各委員は、委員コメント表に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

(ウ) 委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

#### ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告をもとに議論を行い、委員会としての評価を行う。

具体的には、

(ア) 委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表を作成し、事務局に提出する。

(イ) 事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

(ウ) 委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値をもとに議論を行い、業績評価総括表を作成する。

(エ) 委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

(注) 総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論をもとに作成する。

## 第3 業績評価の実施及び結果

### 1 業績評価の実施

#### (1) 第1回委員会の開催

令和6年8月2日（金）に令和6年度第1回委員会を開催した。

事務局から令和5年度事業計画、令和5年度事業報告等の資料を基に令和5年度実施事業の説明を行った後、令和6年度における業績評価対象事業及び業績評価の方法等について、「令和6年度業績評価実施要領」を定め、業績評価を実施することと決定した。

#### (2) 第2回委員会の開催

令和6年12月6日（金）に令和6年度第2回委員会を開催した。

令和5年度実施事業について、各委員から寄せられた業績評価シートに係る質問・意見等を取りまとめた委員コメントに関して事務局が説明を行った後、「補助事業」2事業区分及び「自主事業」3事業区分ごとの個別評価及び総合評価について審議し、委員会としての業績評価を行った。

## 2 業績評価の結果

前記第1の業績評価のこれまでの経緯と基本的考え方及び前記第2の業績評価の実施方法等により業績評価を行った結果、令和5年度に実施した事業全般について、労働災害防止団体としての専門性を活かし、効果的かつ効率的な事業運営がされていることが認められ、また事業計画に沿って順調に事業が遂行され、事業目的が達成されているものと認められる。

したがって、総合評価は「4」とする。

委員会としての事業区分ごとの業績評価は、次表のとおりである。

項 目	評 価	
I 補助事業	1 安全衛生管理活動事業（4事業）	4
	2 労働災害防止特別活動推進事業（1事業）	5
	[補助事業全体]	4
II 自主事業	3 安全衛生教育支援事業（6事業）	4
	4 安全衛生対策支援事業（8事業）	4
	5 組織体制、事業運営の整備強化（4事業）	4
	[自主事業全体]	4
総 合 評 価	4	

## 3 事業評価を行った委員の総合コメント等

各委員からは、令和5年度実施事業に対する業績評価を実施した結果を踏まえ、事業の実施状況、その他全体的な感想などを含め次のような意見、指摘があった。

### (1) 事業全体に対する総合コメントについて

安全衛生確保対策は地道な活動を積み上げていくことが肝要であり、指導・普及に関して、回数、内容の深堀りあるいは重点化の観点から、全体として、目標が十分達成されていると認められるとの評価がなされ、次のコメントがあった。

ア 林業・木材製造業は、他産業と比べて、労働災害の発生率が高く、重篤な災害も多く発生している。労働災害の撲滅に向けた安全衛生活動、労働災害再発防止活動は重要であり、活発に行っていくことが必要である。協会は、これらを推進する中央団体として、期待されているところである。補助事業、自主事業を通じて、労働安全衛生に関する事業を推進しており、令和5年度は期待されている業績を上げていると判断する。

イ 令和5年度は新たな5カ年計画の開始の年であり、また、林業・木材製造業労働災害防止規程（以下「防災規程」という。）の改正の年にも当たり、周知・広報や関連する教材の作成など、例年になく事業に取り組まれているが、そのような中であっても、重要課題である

伐木作業時の労働災害防止や実践的リスクアセスメント手法の導入などに積極的に取り組まれている点が良い。

ウ 業務全般にわたって当該年度の業務目標の達成のために計画的かつ確実に事業を実行されていることを評価する。

エ 令和5年度の事業運営はコロナ化を脱し、従来の通常運営に近い事業展開がされている。また、個々の事業の中には計画を前倒した取組みも見られ、積極的に業務運営を行っている点が良い。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

ア 林業・木材製造業ともに労働災害については微減の状況であり、更なる災害の削減や職場環境の向上が必要などである。これまでの活動の継続とともに、新たな視点や手法・技術を取り入れた取組みが必要だと思う。特に若い労働者の方が関心・興味を持ってもらえるような諸活動を通して安全意識の向上が必要だと考える。さらなる活動に期待している。

イ 一部の支部での活動がやや低調と思われるところがあるので、今年度以降引き続きそのような支部への支援をお願いする。

ウ 森林環境税の導入により一般の方の目が林業に向いている中、林業としてもっとアピールすべきであり、実際に現場と向き合っている協会に頑張ってもらいたい。

エ 事業全体について、適切に遂行されていると思うが、

- ・法令、規程等の改正に適切に対処し、テキストの更新や新規作成、指導者の養成への取組みが重要と思われる。

- ・地球沸騰とも言われるが、各種事業の実施時期についても、酷暑時期や繁忙期を避けるなど、柔軟に対応いただきたい。

- ・関係機関や各支部と連携し、会員の増加、対面での事業開催、表彰事業、ホームページやSNSの活用などにも努力していただきたい。

- ・情報セキュリティ対策は非常に重要になってきている。E-Learning など実践的研修を実施するとともに、関係機関とも連携して、リスク管理の意識を向上させていただきたい。

オ 自主事業の安全衛生に係る講師養成研修に長くかかわらせていただいているが、今年度の受講生は数では通常人数である一方で、受講生の年齢層では、若い受講生が増えている。今後の協会、支部で安全衛生に携わる人材の若返りが必須であると思われる。計画的な若い人材の登用、育成を期待する。

カ 事業体の中には、比較的若い人のウエイトの高い事業場もあるので、危険な行為は何かをばっと見てわかる媒体の提供が今後ますます必要になってくると思う。一部導入されているが、動画の製作・活用並びにSNSを利用した発信は有効であるので検討してほしい。

## (2) 補助事業について

補助事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

ア 安全衛生管理活動事業（令和5年度事業計画及び事業実績 I-1）

(ア) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組（事業実績 I-1-（1））

a 伐木作業中の労働災害は重篤なものが多く、また、発生頻度が高く、引き続きその対策が求められてきている。本事業は、伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策への取組みであり、重要である。

業務目標は、ア 林野庁と連携した特別活動の展開（47支部）、イ 伐木作業者に対す



る能力向上教育の充実強化としている。ア（ア）については、実施が43支部で、おおむね目標に達したといえる。ア（イ）（ウ）については、目標を達したと判断される。イについては、検討委員会の開催が目標値の3回開催され、目標が達成されている。

- b 集団指導会への参加者拡大に向けて、その促進策を工夫し、実際に参加者数が増加したこと、「伐木初心者に対する伐木実技訓練マニュアル」案をより現場に即した内容となるようWGを設置して作成したことを評価する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 伐木作業による死亡災害が全体の6割強占めることから、林野庁と連携した特別活動を実施するとともに、伐木作業者の能力向上教育の充実のための検討を行ったことは評価できると思うが、集団指導会が43支部と業務目標に届いていないのは残念である。全ての現場にパトロールすることはできないので、業務目標にある47支部に対して集団指導を行えるように支部に対する指導をお願いする。
- b 能力向上教育に関しては、事業者訓練マニュアル（案）が作成されたとのことであるので、次年度は活用して教育を行っていただくよう、期待する。
- c 会員外（県、市、町、村）関係者への情報が進んでいるように思うが、今以上に活動できる手段はないか検討してほしい。

#### （イ） 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業（事業実績 I-1-（2））

労働災害を減少させるためには、経営者、従業員ともに安全に対する意識を高めることが重要であり、業界全体の安全衛生活動を底上げすることは大変有意義である。企業・業界団体等傘下の事業場に対する指導や安全管理士が行う現場安全パトロール、集団指導及び個別指導については適切に実施されており、概ね目標を達成したと判断する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 非会員も含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げは重要であり、熱心に取り組まれていることは評価するが、3年目となった企業もあるので、指導の効果を評価する必要があるのではないかと考える。また、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに関する指導については、目標（50回以上）と比較すると少なく、取組み方法について検討が必要ではないか。
- b 安全管理士等が行う現場安全パトロール、集団指導及び個別指導については、業務目標を達成している項目もあれば達成していない項目もある（それぞれ2項目）。また、自己評価理由の記述において、対前年比との比較がされ、指導件数は対前年比で1割程度増加という記述があるが、コロナ禍及びコロナ明け後との比較ではなく、通常期との比較が適切ではないか。
- c 他業種である発注元企業へのアプローチについて検討してほしい。

#### （ウ） 林材業における労働災害再発防止対策事業（事業実績 I-1-（3））

労働災害が発生した事業場において労働災害が再発しないように再発防止対策を行うことは重要であることから、本事業の成果を上げることが期待されている。林材業死

亡労働災害多発警報に伴う支部の取組みについては、業務が実施できていたと判断する。重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導については、事業場数、リスクアセスメントフォローアップで目標を達成できていないが、集団指導回数で目標を達成し、現場安全パトロール等による個別指導が目標を上回る実績を達成したと判断する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

林業は自然の中での業務であり、対応が難しいと思うが、一部の県では2年連続死亡災害多発警報警報が発令されているので、死亡災害を複数発生した県に対しては引き続き労働災害防止に向けた取組が必要と感じる。リスクアセスメント定着のためのフォローアップの回数が目標と比べて少ないので、目標値の検討や取組方法の見直しが必要ではないか。

(エ) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業（事業実績 I-1-（4））

a 労働災害を防止するには、危険個所がどこにあるか、その危険に対してどのように対処するかを把握することが重要であり、実践的リスクアセスメントを普及させることは大変有意義である。実践的リスクアセスメント（木材製造業版）導入のための集団指導会は数値目標の400人以上に満たない236人の受講者数であり、数値目標を下回っている。また、出前集団指導（木材製造業版）でも数値目標を下回っているが、木材製造業では、製造ラインを止めることができないため、受講者数が少なくなることは十分理解できる。一方、実践的リスクアセスメント（林業版）導入のための集団指導会は数値目標1,000人以上に対して受講者数が1,381人と目標を上回る実績を達成したと判断する。

b 3DCG動画の本格的活用など指導効果を高める工夫に取り組むとともに、アンケート結果の回答も好評であった点が良い。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 実践的リスクアセスメントの導入は重要であるが、一部の支部においては、前年度から続けて1回も開催されていないので、本部において支部の活動をしっかり支援していただくことが必要である。

b アウトプット指導の取組状況の把握について実践導入のための集団指導会は業務目標を上回っているが、それ以外の2項目は業務目標を下回っている。

イ 労働災害防止特別活動推進事業（令和5年度事業計画及び事業実績 I-2）

(ア) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業（事業実績 I-2-（1））

a 特殊健診等により振動障害の早期発見は労働者の労働衛生に必要であり、特殊健診等の受診率の向上は重要である。

健診助成対象者数は目標を達成し、1年間未受診者のいる事業場の割合、3年間未受診労働者の未受診率ともに目標を上回った実績を達成したと判断する。

b 特に受診率向上を図るため、対象の個人や事業場に対して、個別勧奨を強化したことや長期末受診事業場に対して訪問調査を行ったことなどにより、目標を大きく上回

ったことを高く評価する。  
との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 3年間以上未受診の人数は今までの取組により年々減少しているが、なお2,000人弱の方がいるので、引き続き事業を継続していただきたい。
- b 決算額については約1,800万円の赤字となっており、これは予定より受診者数が増えたからだと思うが、必要な事業であるので予算確保に努力してほしい。

### (3) 自主事業について

自主事業に関しての委員コメントは次のとおりである。

#### ア 安全衛生教育支援事業（令和5年度事業計画及び事業実績Ⅱ-3）

##### (ア) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進（事業実績Ⅱ-3-(1)）

- a 労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等、伐木等の業務従事者安全衛生教育の充実、「作業計画の適切な作成のための有料講習会」実施の支部支援、支部の業務マニュアルの整備、内部監査等、目標を上回る実績を達成したと判断する。
- b 特に講習会の準備、テキストの作成、講師養成研修の実施など、各種研修を適切に実施したことを評価する。また、適切な実技教育の実施のための本部による業務監査も計画どおりできている点も良い。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

森林環境税により林業への関心が深まるとともに、資格取得希望者がますます増えると思うが、講師の充実とレベルアップを進めていくことが重要である。

##### (イ) 図書・安全衛生用具等の普及（事業実績Ⅱ-3-(2)）

- a 防災規程の施行に対応し、予定されていなかったテキスト改訂を行ったことを評価する。
- b 計画した収入は目標（予算額）を達成している。また、「作業計画作成ガイド」の発刊について目標を達成し、「ソーチェーンの正しい目立て（第3版）」の発刊は目標を上回る実績を達成したと判断する。また、防災規程の改定に伴う7冊のテキストの改訂は目標になかったが、良い実績と評価する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

チェーンソー、刈払機等、新しい機能が付加されるなど状況が変化しており、できる限りテキストに新しい情報を追加するように努力してほしい。

##### (ウ) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行（事業実績Ⅱ-3-(3)）

- a 「林材安全」は、機関誌として充実した内容を継続している。発行部数、有料購読部数の目標を達成したことを評価する。
- b 業界唯一の労働安全衛生雑誌として公益性の高い事業である。内容のさらなる充実、

収支差の均衡に期待する。  
との評価を受けた。

(エ) 労働安全・労働衛生標語の募集（事業実績Ⅱ-3-(4)）

- a 労働安全標語及び労働衛生標語について、WEB サイトの活用により応募総数が大幅に増加し、目標を超えている。標語の周知による安全衛生活動に期待する。
- b 標語の応募が多いと選定に苦労されることが多いと思うが、今後も継続していただくことを期待する。

との評価を受けた。

(オ) 安全衛生教育テキスト等作成委員会（事業実績Ⅱ-3-(5)）

計画にあった「作業計画作成ガイド」については新刊が発行され、「チェーンソーの正しい目立て」については改訂版の発行まで進められており、評価する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 常に最新、最善であるようテキストの内容のチェックが必要である。
- b 令和6年度に改訂作業が行われることを期待する。

(カ) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催（事業実績Ⅱ-3-(6)）

- a 受講者50名の目標に対して58名の受講と目標を達成したと判断する。
- b 受講者からの要望を踏まえた研修メニューを取り入れるなどの改善が図られ、研修全般の総合満足度も高く、定期開催の定着感が得られたことを評価する。
- c 講師養成事業は、大変重要な事業であり、堅調に推移していることを評価する。特に講師養成に当たって、講師の説明の仕方、話し方というような技術は説明する上でとても重要な要素であり、そのような観点からみると、「相手に伝わる話し方」という項目は適切なプログラムである。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

質の高い講師養成は大変重要であり、特に重機のトラブルが多くなっていることから、技術系講師の重要性を感じる。重機のマニュアルはできているが、作業の勘どころなどのポイントがつかみにくいのではないか。

イ 安全衛生対策支援事業（令和5年度事業計画及び事業実績Ⅱ-4）

(ア) 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施（事業実績Ⅱ-4-(1)）

- a 令和5年度から始まった「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けて、広報用資料を活用したことを評価する。
- b 会員に対する防災規程の周知徹底、リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助、安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助、死亡労働災害の撲滅を目指した取組み、死傷災害の防止を目指した取組み、いずれについてもほぼ目標を達成したと判断する。

との評価を受けた。

(イ)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し(事業実績Ⅱ-4-(2))

- a 災防規程の改正及び厚労省の認可を速やかに行うなど着実に目標が達成された。
- b 会員に対する災防規程の周知・指導、各種講習会の開催など、概ね計画、目標どおりに進められている。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 一部の支部ではリスクアセスメント集団指導会を通じた周知ができていないので、他の機会も活用し、改正事項の周知を進めることを期待する。
- b 災防規程の周知に当たっては、災防規程が見直された理由などについて、説明を行うことが良いのではないかと。

(ウ)「林業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組(事業実績Ⅱ-4-(3))

- a 林業労働災害防止月間等の行事に主体的に取り組むとともに、熱中症や転倒といった個別リスクに的確に対処していることを評価する。
- b 林業労働災害防止月間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動において、現場安全(衛生)パトロール等積極的に取り組んでいる。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 現場パトロールの実施は現場の協力等も不可欠で、全ての支部において実施が難しい場合もあると思うが、重要な月間での活動なので、是非多くの支部で活発に活動していただくことを期待する。
- b 近年夏の酷暑による健康影響も懸念されるので、このような点の周知・啓発、取組を期待する。

(エ)労働災害情報の収集分析と提供(事業実績Ⅱ-4-(4))

- a 組織体制を駆使した調査を行い、タイムリーな情報提供を行った。
- b 労働災害情報の収集、分析、提供についても計画どおり取組み、周知活動、未然防止に取り組んでいる。
- c 毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、Eメールやホームページで迅速に広報している。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 林業界、木材産業界の災害防止の主要団体として業界独自の情報の収集方法(スマホアプリの活用等)の工夫やこれまでの分析等をさらに深めていくことが必要ではないかと。
- b 情報の分析と提供をしているが、なかなか現場で働く人まで伝わっていないのではないかと。

(オ) 各種活動における会員加入の取組（事業実績Ⅱ-4-（5））

事業場数が減少していることが推測されるので、なかなか難しい課題だと思うが、業務目標に対し確実に実行されている。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

- a 会員加入の増加に向けた一層の努力を期待する。
- b 新規加入数については目標の 221 件を上回ることは達成しているが、会員数が減少していることから、新規加入者数を増やすとともに退会者数の減少を図ることを期待する。
- c ホームページ等の電子媒体を活用した加入者数の増加に向けた取組みの検討を期待する。

(カ) ホームページの運営（事業実績Ⅱ-4-（6））

a ホームページのアクセス数の目標 250 件／日に対して、実績が 567 件／日と、実績が目標を大幅に上回っており、高く評価する。今後も、より見やすくわかりやすいホームページであることを期待する。

b 令和 4 年度の全面リニューアルに加え、情報をタイムリーに掲載していることを評価する。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 有益情報の周知、更新等、コンテンツの一層の拡大と十分なメンテナンスに配慮して、運営いただきたい。

b 機関誌の発行とホームページの運用は、広報の両輪である。着実なアクセスの増加を見ているが更なる迅速かつ充実を期待する。

(キ) 全国林材業労働災害防止大会の開催（事業実績Ⅱ-4-（7））

a 目標を上回る参加者があり、目標は大いに達成されたと判断する。

b アンケート結果において高評価だったことから、目標を達成したと判断する。

c 大会の対面開催の意義は大きい。

との評価を受けた。

(ク) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦（事業実績Ⅱ-4-（8））

a 安全衛生意識の醸成に効果的な表彰事業について積極的に取り組んでいることが認められ、評価する。

b 職場の安全衛生の向上の推進に寄与する事業である。

との評価を受けた。

ウ 組織体制、事業運営の整備強化（令和 5 年度事業計画及び事業実績Ⅱ-5）

(ア) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組（事業実績Ⅱ-5-（1））

a 目標を確実に達成するとともに、特に指摘事項への対応を重点化して、適切かつ迅

速に行ったことを評価する。

- b 監事監査、会計等内部監査を適正かつ計画的に実施し、結果についても情報共有が図られていることを評価する。

との評価があった。

しかしながら、次の意見・提言があった。

指導した事項に関するフォローアップを適切に行うなど引き続き業務運営、会計経理の徹底への努力を期待する。

(イ) 理事会・総代会等の開催（事業実績Ⅱ-5-(2)）

計画どおり、通常総代会、理事会等は開催され、目標を確実に達成していると認められる。

との評価があった。

(ウ) 支部長会議等の開催（事業実績Ⅱ-5-(3)）

a 全国にわたる組織体制を円滑に運営するため、本部・支部間の適切な情報共有及び連携が図られている。

b 計画的に会議は開催され、支部長等から意見、要望を収集し、情報共有、組織運営の改善に取り組んでいる。

との評価を受けた。

(エ) 情報セキュリティ対策の推進（事業実績Ⅱ-5-(4)）

情報セキュリティ対策は近年ますます重要となっている。情報セキュリティ対策に積極的に対応していることが認められ、目標を上回る実績であると判断する。今後とも、継続して積極的に対応していただきたい。

との評価を受けた。

しかしながら、次の意見・提言があった。

a 情報セキュリティ対策は重要な課題である。支部においてもさらに取組が進むよう、本部から指導していただくことを期待する。

b 情報セキュリティ対策のハード面、ソフト面両面のさらなる強化を期待する。

○ **委員会開催の経緯**

- (1) 第1回委員会（令和6年8月2日（金）開催）  
令和5年度実施事業説明、令和6年度業績評価実施要領について
- (2) 第2回委員会（令和6年12月6日（金）開催）  
個別事業評価及び総合評価の検討審議、業績評価の決定について

○ **委員名簿**

○今富 裕樹（学校法人 東京農業大学 元教授）

片平 成行（静岡県林業技術者協会 技術顧問）

上 練三（日本合板工業組合連合会 専務理事）

亀澤 典子（公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 専務理事）

松村 直人（国立大学法人 三重大学 教授）

宮下 和久（公立大学法人 和歌山県立医科大学 名誉教授）

村田 光司（公益社団法人 日本木材加工技術協会 専務理事）

・五十音順、○印は委員長





(参 考)



# 令和5年度事業計画及び事業実績

## 【I 補助事業】

事業計画	事業実績																
<p><b>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</b></p> <p><b>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組</b></p> <p>林業において、平成12年～令和3年の間に死亡災害は967件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は618件で全体の63.9%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施する。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、集団指導として、集団指導会、現場安全パトロール等を林野庁、地方労働局、都道府県と連携して実施し、計画的かつ効果的な指導及び援助を展開する。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による理解の浸透等による充実を図る。</p> <p>(ウ) 新たな「林業労働災害防止計画(5カ年計画・2023年度～2027年度)」(以下「防災計画」)におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施する。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p> <p>能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、外部有識者による委員会を設置して検討する。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 安全管理士及び林業普及指導員等と連携した特別活動(技術的な指導及び援助)の展開</p>	<p><b>1 安全衛生管理活動事業（補助事業）</b></p> <p><b>(1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組</b></p> <p>林業において、平成12年～令和4年の間に死亡災害は995件発生し、そのうち伐木等作業による死亡災害は635件で全体の63.8%を占めている。</p> <p>森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税が導入されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加するとともに、主伐後の再造林が進められている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施した。</p> <p>ア 林野庁等と連携した活動の展開</p> <p>(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、集団指導として、集団指導会、現場安全パトロール等を林野庁、地方労働局、都道府県と連携して実施し、計画的かつ効果的な指導及び援助を展開した。</p> <p>集団指導会の実施状況については、次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施支部</td> <td>43支部</td> </tr> <tr> <td>集団指導会実施回数</td> <td>44回</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>2,162名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール実施支部</td> <td>14支部</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール箇所数</td> <td>37箇所</td> </tr> <tr> <td>実施事業場数(人数)</td> <td>37事業場(128人)</td> </tr> </table> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等による充実を図った。</p> <p>(ウ) 新たな「林業労働災害防止計画(5カ年計画・2023年度～2027年度)」(以下「防災計画」という。)におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導会で実施しているアンケートについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導した。</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討</p>	伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会		集団指導会実施支部	43支部	集団指導会実施回数	44回	受講者数	2,162名	伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール		現場安全パトロール実施支部	14支部	現場安全パトロール箇所数	37箇所	実施事業場数(人数)	37事業場(128人)
伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会																	
集団指導会実施支部	43支部																
集団指導会実施回数	44回																
受講者数	2,162名																
伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール																	
現場安全パトロール実施支部	14支部																
現場安全パトロール箇所数	37箇所																
実施事業場数(人数)	37事業場(128人)																

【 I 補助事業】

事業	事業計画	事業実績	業績																															
<p>(ア) これまでの連携の枠組みの重要性を踏まえ、全支部において集団指導会、現場安全パトロールに取り組み。</p> <p>なお、現場安全パトロールは、各支部で必要に応じ実施するものとする。</p> <p>(イ) 集団指導会について、下請事業者の出席促進等による参加対象者の拡大、講師陣の拡充、ワークショップ形式の導入による理解の浸透等について、別途指示するところにより対応する。</p> <p>(ウ) アンケートについては、新たな防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、別途指示するところによりアウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林野庁等と連携した特別活動（技術的な指導及び援助）の展開（47支部）</p> <p>(ア) 集団指導会</p> <p>(イ) 現場安全パトロール等</p> <p>イ 伐木等作業者に対する能力向上教育の充実強化</p> <p>(ア) 検討委員会（3回程度）の開催</p> <p><b>(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業</b></p> <p>林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も全産業計と比べ非常に高い状況にある。</p> <p>木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。</p> <p>このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図ることが必要である。</p> <p>令和3年における林業・木材製造業 (度数率・強度率・死傷年千人率)</p> <table border="1" data-bbox="1204 1415 1390 2051"> <thead> <tr> <th>産業別</th> <th>度数率</th> <th>強度率</th> <th>死傷年千人率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業</td> <td>25.49</td> <td>1.84</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>木材製造業</td> <td>8.33</td> <td>0.81</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>(製造業)</td> <td>3.08</td> <td>0.21</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>全産業計</td> <td>3.35</td> <td>0.15</td> <td>2.7</td> </tr> </tbody> </table>	産業別	度数率	強度率	死傷年千人率	林業	25.49	1.84	24.7	木材製造業	8.33	0.81	12.5	(製造業)	3.08	0.21	2.9	全産業計	3.35	0.15	2.7	<p>(ア) 伐木等作業者に対する教育、講師の養成等の調査研究 能力向上教育充実のためのこれまでの調査研究結果を踏まえ、伐木等作業者に対する職場内訓練について、外部有識者による委員会を設置して検討した。</p> <table border="1" data-bbox="320 159 608 1111"> <tr> <td>第1回</td> <td>令和5年8月31日</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和5年12月21日</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>令和6年1月30日</td> </tr> <tr> <td>ワーキンググループヒアリング</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1回 個別ヒアリング</td> <td>令和5年10月19日、20日、23日</td> </tr> <tr> <td>第2回 会議形式ヒアリング</td> <td>令和5年12月15日</td> </tr> </table> <p>伐木作業者に対する能力向上教育の充実のための調査研究検討委員会</p>	第1回	令和5年8月31日	第2回	令和5年12月21日	第3回	令和6年1月30日	ワーキンググループヒアリング		第1回 個別ヒアリング	令和5年10月19日、20日、23日	第2回 会議形式ヒアリング	令和5年12月15日	<p>(イ) その他</p> <p>国、地方公共団体等の伐木等作業に係る研修施設について、伐木作業に係る実技講習等が可能な教育訓練施設を把握するため、林野庁、都道府県の協力を得て書面による調査を実施した。</p> <p><b>(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業</b></p> <p>林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も全産業計と比べ非常に高い状況にある。</p> <p>木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。</p> <p>このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>さらに、雇用環境の整備が図られる中、高齢労働者が増えることが予想されることから、高齢労働者の安全と健康を確保するため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を促す必要がある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し、①企業・業界団体傘下の非会員を含む事業場に対し労働災害防止に関する技術的な支援を行うとともに、②同ガイドラインの周知を含め現場安全パトロール、集団指導及び個別指導を行った。</p> <p>ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間）</p>
産業別	度数率	強度率	死傷年千人率																															
林業	25.49	1.84	24.7																															
木材製造業	8.33	0.81	12.5																															
(製造業)	3.08	0.21	2.9																															
全産業計	3.35	0.15	2.7																															
第1回	令和5年8月31日																																	
第2回	令和5年12月21日																																	
第3回	令和6年1月30日																																	
ワーキンググループヒアリング																																		
第1回 個別ヒアリング	令和5年10月19日、20日、23日																																	
第2回 会議形式ヒアリング	令和5年12月15日																																	

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績																																						
<p>また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことから、集中指導を行うことが求められている。</p> <p>さらに、雇用環境の整備が図られる中、高齢労働者が増えることが予想されることから、高齢労働者の安全と健康を確保するため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組を促す必要がある。</p> <p>これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家により、①企業・業界団体傘下の非会員を含む事業場に対し労働災害防止に関する技術的な支援を行うとともに、②同ガイドラインの周知を含め現場安全パトロール、集団指導及び個別指導を行う。</p> <p>ア 企業・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導（年間）            (ア) 安全管理士等が企業・業界団体に対する技術指導を実施            (イ) 安全管理士等による傘下の事業場への支援を実施                a 安全管理士等による集団指導の実施                b 安全管理士等による現場安全パトロールの実施                c 安全衛生教育支援                d リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p>	<p>イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別指導による安全衛生水準の向上</p> <table border="1" data-bbox="523 268 798 1102"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施都道府県</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導</td> <td>33</td> <td>205 回</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>33</td> <td>203 回</td> </tr> <tr> <td>集団指導</td> <td>45</td> <td>229 回</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ</td> <td>27</td> <td>61 回</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施都道府県	実施回数	個別指導	33	205 回	現場安全パトロール	33	203 回	集団指導	45	229 回	リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	27	61 回	<table border="1" data-bbox="236 268 418 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">企業名</th> <th colspan="3">実施項目</th> <th rowspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>個別指導</th> <th>現場安全パトロール</th> <th>集団指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木原造林(株)</td> <td>3 回 3 事業場</td> <td>3 回 3 事業場</td> <td></td> <td>集団指導</td> </tr> <tr> <td>J-POWER</td> <td>5 回 7 事業場</td> <td>10 回 14 事業場</td> <td>1 回 20 事業場</td> <td>20 名</td> </tr> <tr> <td>宮城十條(株)</td> <td>7 回 7 事業場</td> <td>2 回 2 事業場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	企業名	実施項目			実績	個別指導	現場安全パトロール	集団指導	木原造林(株)	3 回 3 事業場	3 回 3 事業場		集団指導	J-POWER	5 回 7 事業場	10 回 14 事業場	1 回 20 事業場	20 名	宮城十條(株)	7 回 7 事業場	2 回 2 事業場		
実施項目	実施都道府県	実施回数																																						
個別指導	33	205 回																																						
現場安全パトロール	33	203 回																																						
集団指導	45	229 回																																						
リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップ	27	61 回																																						
企業名	実施項目			実績																																				
	個別指導	現場安全パトロール	集団指導																																					
木原造林(株)	3 回 3 事業場	3 回 3 事業場		集団指導																																				
J-POWER	5 回 7 事業場	10 回 14 事業場	1 回 20 事業場	20 名																																				
宮城十條(株)	7 回 7 事業場	2 回 2 事業場																																						
<p>ウ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進</p> <p>エ 林材業労働災害防止専門調査員（以下「専門調査員」という。）による労働災害防止活動支援事業            (ア) 労働災害発生状況の把握と分析など</p> <p>[支部]            支部は、当該事業に係る本部実施事項について、以下の事項を本部と連携の上実施するものとする。            ア 安全管理士等を活用した企業・業界団体に対する技術指導への協力</p>	<p>ウ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業場の取組の促進</p> <table border="1" data-bbox="906 268 981 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">安全管理士による高齢労働者のためのガイドラインに基づく指導</th> <th colspan="2">実施回数</th> </tr> <tr> <th>林業</th> <th>木材製造業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>30 事業場</td> <td>8 事業場</td> </tr> </tbody> </table>	安全管理士による高齢労働者のためのガイドラインに基づく指導	実施回数		林業	木材製造業		30 事業場	8 事業場																															
安全管理士による高齢労働者のためのガイドラインに基づく指導	実施回数																																							
	林業	木材製造業																																						
	30 事業場	8 事業場																																						

【 I 補助事業】

事業	業績
<p>イ 安全管理士等を活用した事業場に対する現場安全パトロール、集団指導等            ・安全管理士等による現場安全パトロール、集団指導や個別指導等の実施による安全水準の向上を図ることが必要な会員やその集団への活用の働きかけ</p> <p>・リスクアセスメント集団指導会アサケート等で把握したリスクアセスメントの定着のフォローアップを要望する参加者の本部を通じた安全管理士への情報提供</p> <p>・支部による事業場に対する集団指導、個別指導等について、安全管理士等と連携して実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業・木材製造業の企業に対する自主的な安全衛生活動の技術支援 ①全国・複数ブロック展開：1～2 企業・団体。②ブロック・都道府県展開：1 企業・団体。ただし、全国・複数ブロック展開企業・団体に事業予定のあるブロックは未選定でも可。</p> <p>イ 企業傘下の事業場に対する指導（1 企業・団体当たり 10 事業場以上。ただし、ブロック・都道府県展開の企業・団体は 4 事業場以上。）</p> <p>ウ 集団指導（200 回以上）</p> <p>エ 個別指導（250 回以上）</p> <p>オ 現場安全パトロールの実施（250 回以上）</p> <p>カ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（50 回以上）</p> <p>キ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに関するチェックリストによる個別指導（50 回以上）</p>	<p>ア 安全管理士等を活用した事業場に対する現場安全パトロール、集団指導等            ・安全管理士等による現場安全パトロール、集団指導や個別指導等の実施による安全水準の向上を図ることが必要な会員やその集団への活用の働きかけ</p> <p>・リスクアセスメント集団指導会アサケート等で把握したリスクアセスメントの定着のフォローアップを要望する参加者の本部を通じた安全管理士への情報提供</p> <p>・支部による事業場に対する集団指導、個別指導等について、安全管理士等と連携して実施する。</p>
<p>(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業</p> <p>一層実効性のある労働災害再発防止対策を推進するため、①「林材業死亡労働災害多発警報」を契機とした安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、②安全管理士等による年間を通じた集中指導を実施する。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施</p> <p>(ア) 緊急集団指導の実施</p> <p>(イ) 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導</p> <p>(ウ) リスクアセスメントの定着に向けたフォローアップのための指導・助言</p>	<p>(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業</p> <p>一層実効性のある労働災害再発防止対策を推進するため、①「林材業死亡労働災害多発警報」を契機とした安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、②安全管理士等による年間を通じた集中指導を実施した。</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施</p> <p>(ア) 発令支部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業             <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道支部、宮崎県支部の 2 支部</li> </ul> </li> <li>・ 木材製造業             <ul style="list-style-type: none"> <li>福井県支部の 1 支部</li> </ul> </li> </ul>

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	実績																									
<p>(エ) 林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組 「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」の見直しと活用等</p> <p>(オ) その他の林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策の実施</p> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導</p> <p>(ア) 個別指導（災害防止対策の検討）</p> <p>(イ) 集団指導の実施（災害防止に向けた意識の向上）</p> <p>(ウ) 現場安全パトロール（安全水準の向上）</p> <p>(エ) 林業・木材製造業事業場に対する教育教材の提供</p> <p>(オ) リスクアセスメント定着に向けたフォローアップのための助言・指導</p> <p>【支部】</p> <p>ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害再発防止対策について、関係行政機関及び本部と連携して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員事業場に対する警報発令に係る通知による注意喚起</li> <li>・ 安全管理士等と連携して事業場に対する安全パトロール、緊急集団指導及び個別指導を実施する。</li> </ul> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に関する情報を安全管理士に提供するようにする。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 重篤な労働災害が発生した小規模事業場への集中指導（14事業場以上）</p> <p>イ 集団指導（14回以上）</p> <p>ウ 労働災害発生事業場への再発防止対策のための現場安全パトロール等による個別指導の実施（28回以上）</p> <p>エ リスクアセスメント定着のためのフォローアップ（7回以上）</p>	<p>令和5年度の警報発令支部</p> <table border="1" data-bbox="209 241 316 1055"> <tr> <td>林業</td> <td>2支部2回</td> </tr> <tr> <td>木材製造業</td> <td>1支部1回</td> </tr> </table> <p>(イ) 支部の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部長名により会員事業主に対して注意喚起を促す通知を発出するとともに、死亡労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行った。</li> <li>・ 労働局、森林管理局、都道府県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道機関に対して報道を要請した。</li> <li>・ 関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会員事業場事業主による自主安全パトロールと一斉自主点検を実施した。</li> <li>・ 関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行った。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="667 376 922 943"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>46事業場</td> </tr> <tr> <td>緊急集団指導会の開催</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>ポスター掲示</td> <td>230箇所</td> </tr> <tr> <td>のぼり旗の設置</td> <td>370箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導 安全管理士の活用による、重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導を実施し、集団指導、現場安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性のある労働災害防止対策を指導した。</p> <table border="1" data-bbox="1098 353 1401 1025"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集中指導事業場数</td> <td>9事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導回数</td> <td>17回</td> </tr> <tr> <td>個別指導回数</td> <td>16回</td> </tr> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>リスクアセスメントフォローアップ</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	林業	2支部2回	木材製造業	1支部1回	実施項目	実績	現場安全パトロール	46事業場	緊急集団指導会の開催	1回	ポスター掲示	230箇所	のぼり旗の設置	370箇所	実施項目	実績	集中指導事業場数	9事業場	集団指導回数	17回	個別指導回数	16回	現場安全パトロール	20回	リスクアセスメントフォローアップ	1回
林業	2支部2回																										
木材製造業	1支部1回																										
実施項目	実績																										
現場安全パトロール	46事業場																										
緊急集団指導会の開催	1回																										
ポスター掲示	230箇所																										
のぼり旗の設置	370箇所																										
実施項目	実績																										
集中指導事業場数	9事業場																										
集団指導回数	17回																										
個別指導回数	16回																										
現場安全パトロール	20回																										
リスクアセスメントフォローアップ	1回																										



【 I 補助事業】

事業計画	事業実績
<p><b>(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</b></p> <p>林材業における労働災害は、安全管理体制が十分ではない小規模事業場で発生しており、一人ひとりの作業者の危険に対する感受性を養うことも重要となっている。</p> <p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業者、安全管理担当者及び作業者を対象に集団指導会を実施する。</p> <p>林業においては、高齢労働者及び新規就業者の特性も踏まえたリスクアセスメントを活用した集団指導会を実施する。</p> <p>また、木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができず、参加者が少ない等々の理由から、引き続き小規模の木材製造業に対しては、所要1～2時間（講習1時間、演習1時間）の「出前（集団）指導会」の利用促進に取り組み、この「出前（集団）指導会」については、より実践的であり関心が得られるよう、安全管理士等の協力の下、当該事業場の実例も活用したりリスクアセスメントも実施するようにする。</p> <p>さらに、製造業の機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止は、国の労働災害防止計画でも、重点事項となっているため、木材製造業の集団指導会については、地方労働局等に対して非会員情報の提供や参加勧奨等について働き掛けを行う。</p> <p>なお、安全管理士等は、支部が行う集団指導会等について、指導・援助を行う。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>47 都道府県支部における集団指導会を支援する。</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>a 林業の集団指導会 林業事業場の事業者、安全管理担当者、作業者（高齢労働者及び新規就業者を含む。）</p> <p>b 木材製造業の集団指導会 木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業者</p> <p>(イ) 集団指導会のカリキュラム等 カリキュラムは、1日間（4時間程度）として、以下の内容を軸に実施する。</p>	<p><b>(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業</b></p> <p>林材業における労働災害は、安全管理体制が十分ではない小規模事業場で発生しており、一人ひとりの作業者の危険に対する感受性を養うことも重要となっている。</p> <p>このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、引き続き、事業者、安全管理担当者及び作業者を対象に集団指導会を実施した。</p> <p>また、平成12年～令和元年の死亡労働災害が林業においては、50歳以上の中高年齢者の死亡労働災害の割合が80.8%を占め、10年未満の新規就業者の死亡災害の割合は37.5%を占めることから、令和3年度から高齢労働者及び新規就業者の特性も踏まえたリスクアセスメント集団指導会を実施している。</p> <p>木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができない等々の理由から、参加者が少ない状況にあるため、小規模の木材製造業の出前（集団）指導会については、事業者及び安全管理担当者（希望する労働者を含む。）がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講し、その後、引き続きリスクの感受性を高めるための1時間の演習を事業者、安全管理担当者及び労働者が受講するといった方式で実施した。</p> <p>ア 集団指導会の開催</p> <p>(ア) 集団指導会受講対象者</p> <p>集団指導会では、林材業事業場の事業者、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。</p> <p>また、①林業の死亡災害を分析し、死亡災害が多発した作業に関連する防災規程の関係条文を解説した「林材業労働災害防止規程講習会資料No.3 死亡労働災害の撲滅に向けて、林業作業（A5版）」、②死亡労働災害の再発防止対策をまとめた「林業作業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、③安全管理士による遵守指導件数の多い防災規程の関係条文を解説した「林業 防災規程の遵守に取り組みしよう（A4リーフレット）」、④林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン（A5版）」を作成し、同様に木材製造業についても、⑤「林材業労働災害防止規程講習会資料No.4 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業（A5版）」、⑥「木材製造業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、⑦「木材製造業 防災規程の遵守に取り組みしよう（A4リーフレット）」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、防災規程等の周知及び指導を行った。</p> <p>さらに、林業の集団指導会では、上記④の「再発防止対策と関係法令・ガイドライン（A5版）」に掲載している高齢者ガイドラインの資料を使用して、高齢労働者の就業に関して配慮することが望ましい事項について、周知した。</p> <p>イ 出前（集団）指導会の開催</p>

## 【 I 補助事業】

事業計画	実績	実績															
<p>事業計画</p> <p>ア 演習を主体とした実践的簡易リスクアセスメント手法の定着            b 変更防災規程の周知            (ウ) 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの普及            上記(ア) a の林業の集団指導では、後記3 (1) アの「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」(パンフレット)を配布して、高齢労働者ガイドラインの普及を図る。</p> <p>イ 出前(集団)指導会の開催            47 都道府県支部における出前(集団)指導会を支援する。            (ア) 出前(集団)指導会受講対象者            木材製造業事業場の事業者、安全管理担当者及び作業者</p> <p>(イ) 出前(集団)指導会のカリキュラム            カリキュラムは、事業者・安全管理担当者は演習とリスクアセスメント手法の定着(2時間程度)とし、作業者は演習(1時間程度、ただし、希望者は事業者等と同じ2時間)とする。この「出前(集団)指導会」では、当該事業場の事例も活用するようにする。</p> <p>ウ リスクアセスメント実施事例における3DCGの活用            リスクアセスメントの実施事例における3DCGの試行結果を踏まえ最新技術を積極的に活用する。</p> <p>エ アウトプット指標の取組状況の把握            新たな防災計画におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導で実施しているアンケータについて、支部で実施するよう指導する。</p> <p>[支部]            集団指導会及び出前(集団)指導会について、47都道府県支部において、会員等に対し勸奨を行い、林業と木材製造業の各々について開催する。            特に支部は、木材製造業の業界団体にリスクアセスメント集団指導会への参加勧奨を行う。            ア 出席者数について            集団指導会は1回20名以上を目標とし、出前(集団)指導会を実施する場合は1回10名程度とする。            イ 受講対象者について</p>	<p>実績</p> <p>木材製造業については、受講を希望する事業場に向向いて行う出前(集団)指導会において、当該事業場の事例も活用してリスクアセスメントを実施した。            また、カリキュラムを2時間又は1時間程度に短縮して演習を実施した。            ウ リスクアセスメント実施事例における3DCGの活用            リスクアセスメントの実施事例における3DCGの最新技術を積極的に活用した。            エ アウトプット指標の取組状況の把握            新たな防災計画におけるアウトプット指標の取組状況を把握するため、集団指導で実施しているアンケータについて、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えて作成し、支部で実施するよう指導した。</p> <table border="1" data-bbox="555 136 798 1227"> <thead> <tr> <th>集団指導会</th> <th>実施支部数</th> <th>実施回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会</td> <td>17支部</td> <td>18回</td> <td>236人</td> </tr> <tr> <td>出前集団指導(木材製造業版)</td> <td>13支部</td> <td>26回</td> <td>358人</td> </tr> <tr> <td>実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会</td> <td>39支部</td> <td>60回</td> <td>1,381人</td> </tr> </tbody> </table>	集団指導会	実施支部数	実施回数	受講者数	実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会	17支部	18回	236人	出前集団指導(木材製造業版)	13支部	26回	358人	実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会	39支部	60回	1,381人
集団指導会	実施支部数	実施回数	受講者数														
実践的リスクアセスメント(木材製造業版)導入のための集団指導会	17支部	18回	236人														
出前集団指導(木材製造業版)	13支部	26回	358人														
実践的リスクアセスメント(林業版)導入のための集団指導会	39支部	60回	1,381人														

【 I 補助事業】

事業実績	計画	実績
<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）</p> <p>(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>未受診労働者のより一層の受診率向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者のその後の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき令和4年度</p>	<p>(ア) 林業の集団指導会 林業の事業者、安全管理担当者、作業員（高齢労働者及び新規就業を含む。） なお、林業の集団指導会を実施する場合には、高齢労働者や新規就業者が参加できるように事業主に協力を要請。 (イ) 木材製造業（出前を含む）の集団指導会 木材製造業の事業者、安全管理担当者及び作業員 ウ 実施方法 (ア) 集団指導会実施要領に基づき実施する。 (イ) 木材製造業の集団指導会への参加を促進するために、労働局等に対して、非会員情報の提供や参加勧奨等について、働き掛けを行う。 (ウ) 木材製造業における「出前（集団）指導会」については、安全管理士等の協力を得て出前をする事業場の事例も活用してリスクアセスメントも実施するようにする。 (エ) リスクアセスメント集団指導会において、3DCGを利用したリスクアセスメントを実施する。 (オ) アンケートについては、新たな防災計画のアウトプット指標の取組状況を把握するため、別途指示するところにより、アウトプット指標の取組状況に関する項目を加えたものにより実施する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための集団指導会の実施（受講者数 400名以上）</p> <p>イ 木材製造業の実践的リスクアセスメントを導入するための出前（集団）指導会の実施（出前回数1支部2箇所以上、受講者数 400名以上）</p> <p>ウ 林業高齢労働者等集団指導会の実施（受講者数 1,000名以上）</p>	<p>2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）</p> <p>(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</p> <p>ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>チェーンソー取扱事業場及び労働者を個々に把握し特殊健診未受診者に対して受診勧奨を行う。</p> <p>(ア) チェーンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理</p> <p>(イ) チェーンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握</p>

## 【 I 補助事業】

事業計画	事業実績	績											
<p>(ウ) (ア) 及び (イ) の調査結果に基づき、特殊健診未受診労働者を把握した場 場におけるチェンソー取扱事業場及び労働者への受診勧奨・指導</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>支部と連携の上、チェンソーを取り扱う労働者を対象として、林業巡回 特殊健康診断実施に対する指導及び健診受診者への一部助成を行う。</p> <p>ウ 労働基準行政機関との連携による周知・勧奨</p> <p>労働基準行政機関と連携を図り、林業巡回特殊健康診断について周知を行 い、受診勧奨等を進めるよう支部を指導する。</p> <p>【支部】</p> <p>ア 林業チェンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>(ア) チェンソー取扱労働者登録台帳記載事項の現況調査</p> <p>(イ) 新規チェンソー取扱事業場及び労働者の調査</p> <p>(ウ) 未受診労働者を雇用する事業場及び未受診労働者に対する電話照会、文 書照会及び訪問調査等の実施</p> <p>(エ) 各支部職員、支部長が任命する振動工具取扱労働者特殊健康診断受診勧 奨指導員及び林業チェンソー取扱労働者調査員により、(ア)～(ウ)の 取組とともに受診指導、勧奨及び相談業務を行い、受診率の向上を図る。</p> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>(ア) 特殊健診について、実施計画を作成し本部に報告</p> <p>(イ) 公共広報等を活用するなどあらゆる広報手段を用いて会員事業場をば めとするチェンソー取扱事業場にあまねく周知し、特殊健診を実施</p> <p>(ウ) 健診結果に基づき適正な健康管理並びに振動障害の防止について、事業 主及び労働者に所要の指導を行うとともに、併せて労働災害補償保険制度 の周知を図る。</p> <p>ウ 都道府県労働局及び労働基準監督署と協力して巡回特殊健診の周知及び未 受診事業場への受診勧奨を進める。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 林業チェンソー取扱労働者健診促進事業</p> <p>(ア) チェンソー取扱労働者登録台帳の作成、管理</p> <p>(イ) チェンソー取扱労働者の特殊健診実施状況の把握</p> <p>(ウ) 事業者に対する特殊健診実施の勧奨・指導 (約 3,300 事業場)</p>	<p>未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指 導を行った。</p> <p>また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チェンソー取扱労働者を使用する事業者に対 する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。</p> <table border="1" data-bbox="379 145 582 1227"> <tr> <td>林業チェンソー取扱登録事業場数 (5年度末)</td> <td>3,281 事業場</td> </tr> <tr> <td>特殊健診受診勧奨事業場数 (4年度1年間未受診者のいた事業場)</td> <td>1,720 事業場</td> </tr> <tr> <td>林業チェンソー取扱登録労働者数 (5年度末)</td> <td>24,267 人</td> </tr> <tr> <td>特殊健診受診勧奨労働者数 (4年度3年以上未受診)</td> <td>2,023 人</td> </tr> </table> <p>イ 林業巡回特殊健康診断事業</p> <p>林業チェンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することによ り、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。</p> <p>また、令和4年度中の健診促進事業に登録されている事業場 (3,287 事業場) に対しては、特殊 健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。</p> <p>巡回特殊健康診断は前年度比 402 人の増、特殊健診受診者全体数でも前年度比 1,068 人の増、と なった。</p> <table border="1" data-bbox="869 145 1013 1227"> <tr> <td>特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)</td> <td>20,442 人</td> </tr> <tr> <td>上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</td> <td>18,383 人</td> </tr> </table>	林業チェンソー取扱登録事業場数 (5年度末)	3,281 事業場	特殊健診受診勧奨事業場数 (4年度1年間未受診者のいた事業場)	1,720 事業場	林業チェンソー取扱登録労働者数 (5年度末)	24,267 人	特殊健診受診勧奨労働者数 (4年度3年以上未受診)	2,023 人	特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	20,442 人	上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	18,383 人
林業チェンソー取扱登録事業場数 (5年度末)	3,281 事業場												
特殊健診受診勧奨事業場数 (4年度1年間未受診者のいた事業場)	1,720 事業場												
林業チェンソー取扱登録労働者数 (5年度末)	24,267 人												
特殊健診受診勧奨労働者数 (4年度3年以上未受診)	2,023 人												
特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	20,442 人												
上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	18,383 人												

【 I 補助事業】

事業計画	事業実績
<p>(エ) チェーンソー取扱労働者に対する特殊健診受診の勧奨・指導 イ 林業巡回特殊健康診断事業 (ア) 健診助成対象者数 18,000 人 (イ) 1 年間特殊健診未受診者のいる事業場の率が 50%以内 及び 3 年間特殊健診未受診労働者の未受診率が 9.0%以内を目標とする。</p>	

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績																														
<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b></p> <p>ア 安全衛生教育の適切な実施</p> <p>(ア) 労働安全衛生法等に基づく技能講習、特別教育等の実施</p> <p>技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育等については、関係法令に加えて、令和元年6月25日付で施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」並びに「安全衛生教育に関する実施要綱」及び「車両系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「刈払機取扱作業安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教育を行う。</p> <p>(イ) 安全衛生教育総点検の実施</p> <p>安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。</p> <p>(ウ) 技能講習及び特別教育等については、新型コロナウイルスの感染症対策の関係行政機関からの指導等を踏まえた感染防止対策の留意事項を整備し、その遵守を指導する。</p> <p>(エ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>イ 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施</p> <p>チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施する。</p> <p>ウ 作業計画の適切な作成に向けた教育の実施</p> <p>労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、支部においては、講習会を実施することとしているため、本部においては次の取組を行う。</p> <p>(ア) 講習会実務要領の通知（令和5年6月）</p>	<p><b>3 安全衛生教育支援事業（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進</b></p> <p>労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供するとともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。</p> <p>また、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1207号第3号・改正令和2年1月31日付け基発第0131第1号）」（以下「伐木等作業ガイドライン」という。）においても示された伐木等の業務従事者安全衛生教育（5年ごとに受講する安全衛生教育）を実施するよう指導した。</p> <p>さらに、労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、支部においては「作業計画作成安全衛生教育」を実施するよう指導した。</p> <p>ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績</p>	<p>受講者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施支部数</th> <th>受講者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 木材加工用機械作業主任者</td> <td>33</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>b はい作業主任者</td> <td>8</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>c 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）</td> <td>3</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>d フォークリフト運転（1t以上）</td> <td>5</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>e 玉掛け（1t以上）</td> <td>4</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>f 車両系建設機械（解体用）</td> <td>1</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>a 伐木等機械の運転の業務</td> <td>34</td> <td>1,719</td> </tr> <tr> <td>b 走行集材機械の運転の業務</td> <td>33</td> <td>1,357</td> </tr> <tr> <td>c 機械集材装置の運転の業務</td> <td>21</td> <td>569</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 技能講習</p> <p>(イ) 特別安全衛生教育</p>	区分	実施支部数	受講者数 (人)	a 木材加工用機械作業主任者	33	1,025	b はい作業主任者	8	688	c 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	3	146	d フォークリフト運転（1t以上）	5	340	e 玉掛け（1t以上）	4	181	f 車両系建設機械（解体用）	1	51	a 伐木等機械の運転の業務	34	1,719	b 走行集材機械の運転の業務	33	1,357	c 機械集材装置の運転の業務	21	569
区分	実施支部数	受講者数 (人)																														
a 木材加工用機械作業主任者	33	1,025																														
b はい作業主任者	8	688																														
c 小型移動式クレーン運転（1t以上5t未満）	3	146																														
d フォークリフト運転（1t以上）	5	340																														
e 玉掛け（1t以上）	4	181																														
f 車両系建設機械（解体用）	1	51																														
a 伐木等機械の運転の業務	34	1,719																														
b 走行集材機械の運転の業務	33	1,357																														
c 機械集材装置の運転の業務	21	569																														

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績
<p>(イ) テキスト「作業計画の作成（仮称）」の作成（令和5年8月）                      (ウ) 本部主催による講師養成研修の実施（令和5年9月）                      エ 内部業務監査の実施                      令和元年から3年度の間の実施した技能講習及び特別教育等に関する計画的な内部業務監査を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施する。</p> <p>[支部]                      支部は、新型コロナウイルス感染症対策をまとめた留意事項を踏まえつつ、国等の機関及び都道府県ごとに示された方針に沿った感染防止対策を実施する。</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、労働安全衛生意識の向上と、法令等に基づく資格取得の周知啓発に努める。                      さらに、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。                      (ア) 技能講習                      (イ) 安全衛生特別教育                      (ウ) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育                      (エ) チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育等について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育に関する指針に基づく安全衛生教育                      (オ) 林業架線作業主任者免許取得講習                      (カ) 労働基準局長通達に基づく教育                      イ 法令等に基づく技能講習、特別教育等の実施に当たっては、法令遵守、適正手続きの徹底を図るとともに、内部監査体制の整備充実を図る。                      特別教育等については、特別教育に係る実施要綱及び実技教育安全マニュアル等により安全かつ適正に実施する。</p> <p>ウ 安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月の「安全衛生教育総点検月間」期間中に、協会が行う安全衛生教育（技能講習及び特別教育等）の自主点検及び改善活動を実施する。                      エ 「作業計画の適切な作成のための有料講習会」を令和5年10月以降に開催する。</p> <p>オ 林材業の労働災害防止に資する地方公共団体等実施の労働安全衛生対策</p>	<p>d 簡易架線集材装置等の運転の業務                      e 伐木等の業務（安衛則第36条第8号）〔令和2年8月以降〕                      f 伐木等の業務（補講イ2.5H）                      g 伐木等の業務（補講エ5.0H）                      h 小型車両系建設機械（3t未満）運転業務                      i フルハーネス型墜落制止器具の業務                      j 法面ロープ高所作業の特別教育</p> <p>(ウ) 職長等の教育（安衛則第40条）                      (エ) 向上教育                      (オ) 衛生教育                      (カ) 安全</p> <p>a フォークリフト運転業務（安衛令第20条第11号）従事者安全衛生教育（1t以上）                      b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育                      c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育</p> <p>a 造林作業の指揮者等安全衛生教育                      b 刈払機取扱作業者安全衛生教育                      c リスクアセスメント実務研修                      d 荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全衛生教育                      e 携帯用丸のこ盤作業従事者安全衛生教育                      f 作業計画作成安全衛生教育</p>	<p>33 47 19 3 2 1 1 0 1 1 17 23 47 5 9 1 5</p> <p>1,062 11,797 530 18 43 16 24 0 29 68 11 1,457 549 14,088 377 200 34 180</p>

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	実績	
事業等への実施協力 地方公共団体等が実施する林材業の労働安全衛生対策及び普及啓発等に係る事業について、地域の実情に応じ実施協力を行う。 ・林業就業対策等関係教育、振動障害予防対策等関係教育、蜂死傷災害対策等関係教育など	<p>【業務目標】</p> <p>ア 林材業における労働安全衛生教育の高度な専門講習機関として、労働安全衛生法に基づいた技能講習、特別教育等の安全衛生教育の資格取得の周知啓発等に努める。</p> <p>イ 伐木等の業務従事者に対する安全衛生教育の確実な実施</p> <p>ウ 「作業計画の適切な作成のための有料講習会」が確実に実施できるよう支部を支援する。</p> <p>エ 支部で実施する技能講習、特別教育等に対する計画的な内部業務監査結果を踏まえ、業務マニュアルの整備、内部業務監査等を継続的に実施する。(令和5年度10支部)</p>	<p>その他</p> <p>イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績 支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。</p>	<p>2</p> <p>78</p>	
		区分	実施支部数	受講者数(人)
		a 安全衛生指導員養成研修の実施	6	139
		b 安全巡回指導の実施(指導班による巡回指導を含む)	29	2,922
		c 安全衛生普及啓発関係	9	1,952
		d 林業就業支援事業関係	4	296
		e 緑の雇用関係	8	997
		f 振動障害予防等の対策の実施	20	5,834
		g 蜂刺傷災害対策支援事業	14	5,484
		h 林業架線作業主任者受験準備講習	4	67
		i 安全作業技術講習	5	264
		j その他	7	1,516
		ウ	<p>伐木等業務に係る特別教育の実施教育中に発生した災害に係る対策 平成31年4月16日に青森県支部が実施した伐木等業務に係る特別教育の実施教育中に受講者が死亡するという、あってはならない災害が発生したため、再発防止対策として、安全衛生教育における安全衛生の徹底を指導した。</p> <p>技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行い、特別教育等については、関係法令に加えて、新たに制定し令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づき適正な教育を行った。</p> <p>(ア) 内部業務監査の実施</p>	



## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	実績												
			<p>令和元年度から3年度の間、全支部を対象として実施した技能講習及び特別教育等に関する内部業務監査の結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施することとし、令和5年度は本部による内部業務監査を10支部を対象に実施した。</p>												
			<table border="1"> <tr> <td>実施年度</td> <td>実施支部数</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>14支部</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>11支部</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>22支部</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>7支部</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>10支部 (千葉、山梨、岐阜、三重、大阪、兵庫、鳥取、島根、大分、宮崎)</td> </tr> </table>	実施年度	実施支部数	令和元年度	14支部	令和2年度	11支部	令和3年度	22支部	令和4年度	7支部	令和5年度	10支部 (千葉、山梨、岐阜、三重、大阪、兵庫、鳥取、島根、大分、宮崎)
実施年度	実施支部数														
令和元年度	14支部														
令和2年度	11支部														
令和3年度	22支部														
令和4年度	7支部														
令和5年度	10支部 (千葉、山梨、岐阜、三重、大阪、兵庫、鳥取、島根、大分、宮崎)														
			<p>(イ) 安全衛生教育総点検月間の設定 安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月を安全衛生教育総点検月間と定め、本部が作成した自主点検チェック表により、支部及び安全衛生教育(実技教育)の講師は自主点検及び改善活動を実施することにより、教育実施関係者の意識を高めた。</p>												
			<p><b>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</b> ア 図書教材等の作成、頒布 「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の令和5年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図るとともに自主財源の確保に取り組んだ。 令和5年度に新たに作成又は改訂したもの</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業計画作成ガイド 初版</td> <td>3,000部</td> </tr> <tr> <td>ソーチェーンの正しい目立て 第3版</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>改訂3版 チェーンソー作業の安全ナビ</td> <td>15,000部</td> </tr> <tr> <td>上級チェーンソー作業者の安全ガイド(第3版)</td> <td>1,000部</td> </tr> <tr> <td>林業における安全衛生推進者必携 改訂版</td> <td>500部</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量	作業計画作成ガイド 初版	3,000部	ソーチェーンの正しい目立て 第3版	1,000部	改訂3版 チェーンソー作業の安全ナビ	15,000部	上級チェーンソー作業者の安全ガイド(第3版)	1,000部	林業における安全衛生推進者必携 改訂版	500部
種 類	数 量														
作業計画作成ガイド 初版	3,000部														
ソーチェーンの正しい目立て 第3版	1,000部														
改訂3版 チェーンソー作業の安全ナビ	15,000部														
上級チェーンソー作業者の安全ガイド(第3版)	1,000部														
林業における安全衛生推進者必携 改訂版	500部														
			<p>(イ) 安全衛生用具等の普及 ア 図書教材等の作成頒布 (ア) 新刊等の発行 ① 「作業計画の作成(仮称)」の新版発刊 ② 「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂準備 ③ 「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂準備 (イ) 現行テキストの増刷 (ウ) DVD教材の作成頒布 イ 安全衛生用具等の普及促進 [支部] ア 図書教材等について、カタログ等を活用し、会員はじめ林業に携わる事業主等に積極的な販売の斡旋を行う。 イ 各種講習会、研修会等の開催にあたり、安全衛生用品、保護具等着用的重要性を講義するとともに、展示などにより販売の斡旋を行う。</p>												

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績
<p>【業務目標】</p> <p>① 「作業計画の作成（仮称）」の新版発刊</p> <p>② 「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂準備</p> <p>③ 「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂準備</p>	車両系木材伐出機械安全マニュアル 第5版	2,000部
	安全な刈払機作業のポイント 改訂2版	20,000部
	林業現場責任者の基礎知識 第4版	500部
	林業労働災害事例集 第3版	500部
	労働安全ポスター	7,500枚
	労働衛生ポスター	6,000枚
<p>令和4年度以前に作成又は改訂したもので、令和5年度に増刷したものの</p>		
	種 類	数 量
① 教材等		
	改訂2版 チェーンソー作業の安全ナビ	27,000部
	上級チェーンソー作業者の安全ガイド（第2版）	1,300部
	集材機運転者安全必携	1,200部
	造林作業安全衛生実務必携	800部
	林業架線作業主任者テキスト	500部
	安全な刈払機作業のポイント 改訂初版	35,000部
	木材加工用機械作業の安全	1,500部
	ソーチェーンの正しい目立て 第2版	300部
	林業現場責任者の基礎知識 第3版	500部
	緊急時対応カード（携行式カード）	1,500部
	旧安衛則第36条第8号修了者を対象とした補講テキスト	1,000部
	旧安衛則第36条第8号の2修了者を対象とした補講テキスト	500部
② DVD		
	かかり木作業の安全	100枚
	ソーチェーンの正しい目立て	100枚
	伐木造材作業の基本 ～チェーンソーの安全な操作～	100枚



## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	実績	業績
<p><b>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 令和6年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>[支部] 標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>【業務目標】 標語応募総数 300点</p>	<p><b>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。</p> <p>ア 令和5年度林材業労働安全標語 「ゆとりある 基本プレーが ファインプレー」 イ 令和5年度林材業労働衛生標語 「オンとオフ メリハリつけて 健康管理」 ウ 令和5年度労働安全ポスター 7,500枚 エ 令和5年度労働衛生ポスター 6,000枚</p>	<p><b>(4) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。</p> <p>ア 令和5年度林材業労働安全標語 「ゆとりある 基本プレーが ファインプレー」 イ 令和5年度林材業労働衛生標語 「オンとオフ メリハリつけて 健康管理」 ウ 令和5年度労働安全ポスター 7,500枚 エ 令和5年度労働衛生ポスター 6,000枚</p>
<p><b>(5) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 令和6年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>[支部] 標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>【業務目標】 標語応募総数 300点</p>	<p><b>(5) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂に当たり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。</p> <p>[検討対象図書] ア 「作業計画作成ガイド」の新刊編纂（初版の発刊） イ 「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂（第3版の発刊） ウ 「造林作業安全衛生実務必携」の改訂の検討</p>	<p><b>(5) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂に当たり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。</p> <p>[検討対象図書] ア 「作業計画作成ガイド」の新刊編纂（初版の発刊） イ 「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂（第3版の発刊） ウ 「造林作業安全衛生実務必携」の改訂の検討</p>
<p><b>(6) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 令和6年度の労働安全標語及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国林材業労働災害防止大会の場でも募集する。</p> <p>[支部] 標語公募について、会員はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>【業務目標】 標語応募総数 300点</p>	<p><b>(6) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する労働安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施しているところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補充することを目的として、講師養成研修を開催した。</p>	<p><b>(6) 労働安全・労働衛生標語の募集</b> 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に規定する労働安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施しているところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補充することを目的として、講師養成研修を開催した。</p>

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	経過
	<p>(3) アンケート調査結果 (満足度 95%以上)</p>		
<p>4 安全衛生対策支援事業 (自主事業)</p>	<p>(1) 「林材業労働災害防止計画 (5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</p>	<p>(1) 「林材業労働災害防止計画 (5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</p>	<p>(1) 「林材業労働災害防止計画 (5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施</p>
	<p>国の「第14次労働災害防止計画」を基本として、林材業で働く人々の安全と健康の確保を策定し、計画目標の達成を図ることとした。このため、アウトプット目標に示された協会が実施することとした措置 (重点対策) について、その取組方法と留意点に関する周知用リーフレットを作成し、会員に対し、特別活動、実践的リスキューアセスメントのほか、支部が主催する大会、説明会、各種会合等の集団指導会等を通じて周知した。また、防災計画について、幅広く周知を図るため、周知ポスターを作成した。</p>	<p>国の「第14次労働災害防止計画」を基本として、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目的し、協会が取り組むべき方向と対策を示した防災計画を策定し、計画目標の達成を図ることとした。このため、アウトプット目標に示された協会が実施することとした措置 (重点対策) について、その取組方法と留意点に関する周知用リーフレットを作成し、会員に対し、特別活動、実践的リスキューアセスメントのほか、支部が主催する大会、説明会、各種会合等の集団指導会等を通じて周知した。また、防災計画について、幅広く周知を図るため、周知ポスターを作成した。</p>	<p>国の「第14次労働災害防止計画」を基本として、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目的し、協会が取り組むべき方向と対策を示した防災計画を策定し、計画目標の達成を図ることとした。このため、アウトプット目標に示された協会が実施することとした措置 (重点対策) について、その取組方法と留意点に関する周知用リーフレットを作成し、会員に対し、特別活動、実践的リスキューアセスメントのほか、支部が主催する大会、説明会、各種会合等の集団指導会等を通じて周知した。また、防災計画について、幅広く周知を図るため、周知ポスターを作成した。</p>
	<p>【計画の目標】</p>	<p>【計画の目標】</p>	<p>【計画の目標】</p>
	<p>ア アウトプット指標 (防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項)</p>	<p>ア アウトプット指標 (防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項)</p>	<p>ア アウトプット指標 (防災計画の重点対策の取組の成果として、会員事業場において実施される事項)</p>
	<p>(ア) 林業</p>	<p>(ア) 林業</p>	<p>(ア) 林業</p>
	<p>① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。</p>	<p>① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。</p>	<p>① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を50%以上とする。</p>
	<p>② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>
	<p>(イ) 木材製造業</p>	<p>(イ) 木材製造業</p>	<p>(イ) 木材製造業</p>
	<p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p>	<p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p>	<p>① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を60%以上とする。</p>
	<p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p>	<p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p>	<p>② 非定常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を30%以上とする。</p>
	<p>イ アウトカム指標 (会員事業場がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項)</p>	<p>イ アウトカム指標 (会員事業場がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項)</p>	<p>イ アウトカム指標 (会員事業場がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項)</p>
	<p>(ア) 死亡災害</p>	<p>(ア) 死亡災害</p>	<p>(ア) 死亡災害</p>
	<p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p>	<p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p>	<p>林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。このため、2027年において、林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。</p>
	<p>(イ) 死傷災害 (休業4日以上。以下同じ。)</p>	<p>(イ) 死傷災害 (休業4日以上。以下同じ。)</p>	<p>(イ) 死傷災害 (休業4日以上。以下同じ。)</p>
	<p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p>	<p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p>	<p>林業及び木材製造業の死傷災害を、2022年と比較してそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を5%以上減少させる。</p>
	<p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和5年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「取組の実施要</p>	<p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和5年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「取組の実施要</p>	<p>この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和5年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「取組の実施要</p>

## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	績
<p>その死傷災害を5%以上減少させる。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 防災計画について、会員事業場に対し、業務目標に掲げた取組等により、新たな防災計画の周知を図るとともに、目標達成に向けて、各種の重点対策に取り組む。</p> <p>イ 防災規程の周知ポスターの配布と掲示を行う。</p> <p>ウ 支部長が率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施し、防災計画の目標の達成を図る。</p> <p>エ 会員事業場に対し、改正労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」並びに防災規程を周知し、その定着を図る。</p> <p>エ 防災計画のアウトプット指標の取組状況については、別途指示するところにより、林野庁等と連携して行う特別活動の集団指導会及び実践的リスクアセスメントの集団指導会において実施しているアンケートを利用して把握する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 防災計画の内容及び会員事業場が実施することとされる措置の取組方法等について、周知用資料を作成し、会員に対し、集団指導会等を通じて周知する。</p> <p>その措置の取組状況については、当面、前記1(1)の特別活動及び前記1(4)の実践的リスクアセスメントの集団指導会において実施しているアンケートを利用して把握する。</p> <p>また、防災計画について、幅広く周知を図るため、周知ポスターを作成する。併せて防災規程の変更についても掲載する</p> <p>イ 安全管理士等による林業・木材製造業の事業場に対する労働災害防止に関する技術的な指導・援助事業と支部が連携し、一層の労働災害防止効果を上げるために、次の取組を有機的に結び付けて実施する。</p> <p>(ア) 会員に対し、集団指導会等を通じて「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知徹底を図る。(後記4(2)参照。以下同じ。)</p> <p>(イ) 実践的リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助(前記1(4))</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の確実な実施と資格取得の促進(前記3(1))</p>	<p>領)という。)を策定し、取組の実施要領の「重点とする取組」を実施した。</p> <p>具体的には、取組の実施要領(冊子)には、防災計画を全文掲載して、全会員数分を作成し、支部が全会員に配布、説明するなどして周知するほか、安全管理士が、会員・非会員事業者に対し周知し、以下の取組と有機的に結び付けつつ、初年度の取組の実施した。</p> <p>ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底</p> <p>労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、現場安全パトロール等において、防災規程が遵守されるよう指導した。</p> <p>イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助</p> <p>実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。(再掲)</p> <p>ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助</p> <p>(ア) 伐木等の業務に係る特別教育等</p> <p>特別教育等については、関係法令に加えて、新たに制定し令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づき適正な教育を行った。(再掲)</p> <p>(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報</p> <p>技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。(再掲)</p> <p>(ウ) 安全衛生教育の実施</p> <p>伐木等作業ガイドラインにおいても示されたチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施するよう指導した。(再掲)</p> <p>労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づき、「伐木等作業及び車両系木材伐出機械に関する作業計画」が適切に作成されるよう、本部においてはテキスト「作業計画作成ガイド」を作成するとともに、講師養成研修を実施し、支部においては「作業計画作成安全衛生教育」を実施した。(再掲)</p> <p>カ 死亡労働災害の撲滅を目指した取組</p> <p>(ア) 「林業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した。(再掲)</p> <p>(イ) 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。(再掲)</p> <p>(ウ) 死亡災害(直近の上半年、年間)を分析した再発防止対策の周知・指導を実施した。</p> <p>キ 死傷災害の防止を目指した取組</p> <p>(ア) 林材業STOP!熱中症 クールワークキャンペーンを取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>(イ) 林材業STOP!転倒災害プロジェクトについては、取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>(ウ) 林材業年末年始無災害運動を取組の実施要領により周知し、実施した。</p> <p>ク 防災計画のアウトプット指標の取組状況の把握</p>		

【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	業績
<p>(エ) 死亡労働災害の撲滅を目指した取組</p> <p>a 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策の徹底（前記1(3)）</p> <p>b 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導（前記1(3)）</p> <p>c 直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害を分析した再発防止対策の周知・指導（後記4(4)）</p> <p>(オ) 死傷災害の防止を目指した取組（後記4(3)）</p> <p>a 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン</p> <p>b 林材業STOP！転倒災害プロジェクトの取組</p> <p>c 林材業年末年始無災害運動の周知徹底</p>	<p>(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し</p> <p>林業・木材製造業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）は、平成29年度に一部変更を行った後、「伐木等作業の安全対策に係る安衛則等の一部改正（平成31年2月12日公布・告示）」、伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討の反映、近年における林業及び木材製造業における死亡労働災害の発生状況を踏まえ、令和3年度から外部有識者による「林業・木材製造業労働災害防止規程変更検討委員会」（以下「災防規程変更委員会」という。）を設置し、災防規程の一部変更の検討を行った。</p> <p>令和5年度は、取りまとめた災防規程変更案について、有識者等から意見を聴取し、通常総代会の承認を得た後に、厚生労働大臣へ認可申請する。認可後、速やかに変更後の災防規程を会員に通知する等により周知し、その遵守について指導を行う。</p> <p>また、林業及び木材製造業において、多くの労働災害が発生している中、令和4年に安全管理士が実施した現場安全パトロールにおいて、災防規程のいずれかの規定に抵触しているとして指摘された事業場は、林業で38.9%、木材製造業で76.0%であった。これは、多くの事業場で災防規程が遵守されていないことを示しており、労働災害が多発する大きな要因の一つとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、現場安全パトロール等においてその遵守状況を示したリーフレットを活用し遵守指導を行うとともに、過去に多発した災害の原因と対策及びそれに関連する変更後の災防規程を取りまとめた小冊子を活用</p>	<p>災防計画のアウトプット指標の取組状況については、特別活動及び実践的リスクアセスメントの集団指導会で実施しているアンケートを利用して把握した。</p>	<p>(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し</p> <p>令和5年度においても、災防規程の遵守について、あらゆる機会を通じて指導を行った。</p> <p>また、「伐木等作業の安全対策に係る安衛則等の一部改正（平成31年2月12日公布・告示）」、それに伴うガイドラインの改正など踏まえ、令和4年度に災防規程の変更（案）を取りまとめ、令和5年度に厚生労働大臣の認可を受けた。</p> <p>ア 実践的リスクアセスメント集団指導会における災防規程の周知及び再発防止対策の指導（再掲）</p> <p>① 林業の死亡災害を分析し、死亡災害が多発した作業に関連する災防規程の関係条文を解説した「林材業労働災害防止規程講習会資料№.3 死亡労働災害の撲滅に向けて、林業作業（A5版）」、②死亡労働災害の再発防止対策をまとめた「林業作業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、③安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した「林業 災防規程の遵守に取り組みましょう（A4リーフレット）」、④林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン（A5版）」を作成し、同様に木材製造業についても、⑤「林材業労働災害防止規程講習会資料№.4 死亡労働災害の撲滅に向けて木材製造業（A5版）」、⑥「木材製造業「今日の作業ポイントカード」（B7版）」、⑦「木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう（A4リーフレット）」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程等の周知及び指導を行った。</p> <p>イ 取組の実施要領により災防規程の遵守を指導</p> <p>本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令の期間中の講習会や安全パトロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、災防規程の周知徹底を図るよう指導した。</p> <p>ウ 変更災防規程の適用</p> <p>(ア) 変更災防規程の適用までの経緯</p>

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	業績																			
<p>し、リスクアセスメント集団指導会において、小冊子を説明する等の取組を実施する。</p> <p>[支部] 支部は、会員に対し防災規程を遵守するように、集団指導会、個別指導、安全パトロール等、あらゆる機会を通じて指導する。</p> <p><b>【業務目標】</b> 防災規程の適用日から翌年度末までを「変更防災規程の集中定着期間」として、以下により周知する。 ア 会員事業場に対して変更後の防災規程を以下により周知する。 (ア) 変更後の防災規程の周知徹底を図るため、「変更防災規程に関するパンフレット」を作成するとともに、「変更防災規程（冊子）」を作成し、会員に配布して周知する。 (イ) 防災計画の周知用ポスターに、変更後の防災規程についても掲載する。 (ウ) 支部は1回以上、変更防災規程の講習会又は研修会を開催することを支援する。</p> <p>イ 受講者目標 2,500名以上 イ 会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて防災規程の周知徹底を図る。 ウ 本部は、実践的リスクアセスメント集団指導会用の防災規程に関する資料を防災規程の変更に伴う見直しを行い、支部に配付する。</p> <p><b>(3)「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組</b> 労働災害防止の重要性について認識を深め、安全衛生意識の高揚を図るとともに、事業者、事業主団体等の自主的な安全衛生活動の一層の促進を図るため、7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働災害防止活動を重点的に実施してきたところである。 令和5年度においては、引き続き、安全管理士等が支部及び関係行政機関と連携し、林業・木材製造業の事業場に対して「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を本部、支部一丸となって取り組むこととする。 なお、本月間の取組の他、全国安全週間（7月1日～7日）及び全国労働衛生週間（10月1日～7日）の協賛者として、中央労働災害防止協会が提唱する年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）と合わせて、労働安全衛生意識</p>	<p>令和5年度における変更防災規程が適用されるまでの経緯は次の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更防災規程が適用されるまでの経緯</th> <th>日付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第64回総代会で承認</td> <td>令和5年6月6日</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣に認可申請</td> <td>令和5年6月30日</td> </tr> <tr> <td>厚生労働大臣の認可</td> <td>令和5年9月12日</td> </tr> <tr> <td>変更防災規程の適用</td> <td>令和5年12月11日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 関係行政機関、関係団体及び会員事業場等に対して変更後の防災規程の周知 ① 変更後の防災規程の周知徹底を図るため、「変更防災規程に関するパンフレット」及び「変更防災規程（冊子）」を作成し、本部から全会員に直送することにより配付して周知した。 ② 支部は1回以上、変更防災規程の講習会又は研修会（実践的リスクアセスメントの集団指導会等含む。）を開催することを支援した。 (ウ) 本部は、変更防災規程の支部講師を育成するため、令和5年11月7日にWEBによる支部講師養成研修会を実施し、変更内容の詳細について周知を図った。 (エ) 会員に対し、集団指導会、個別指導、安全パトロール等を通じて防災規程の周知徹底を図った。</p>	変更防災規程が適用されるまでの経緯	日付	第64回総代会で承認	令和5年6月6日	厚生労働大臣に認可申請	令和5年6月30日	厚生労働大臣の認可	令和5年9月12日	変更防災規程の適用	令和5年12月11日	<p><b>(3)「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組</b> ア 全国安全週間が実施される7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主催する「全国安全週間」（7月1日～7日）についても協賛者として取り組んだ。 また、産業安全大会、集団指導会及び現場安全パトロール等で労働災害撲滅に向けた取組を行った。なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>19支部</td> <td>275事業場</td> </tr> <tr> <td>産業安全衛生大会、集団指導会等</td> <td>27支部</td> <td>1,120事業場</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施支部数	対象数	現場安全パトロール	19支部	275事業場	産業安全衛生大会、集団指導会等	27支部	1,120事業場
変更防災規程が適用されるまでの経緯	日付																				
第64回総代会で承認	令和5年6月6日																				
厚生労働大臣に認可申請	令和5年6月30日																				
厚生労働大臣の認可	令和5年9月12日																				
変更防災規程の適用	令和5年12月11日																				
実施事項	実施支部数	対象数																			
現場安全パトロール	19支部	275事業場																			
産業安全衛生大会、集団指導会等	27支部	1,120事業場																			



## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	事業	実績	業績																							
<p>の高揚と労働災害の防止を図るため、本事業計画を受けて策定する「林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」に示す「実施事項」を計画的に実施することとする。</p> <p>【支部】</p> <p>「林材業労働災害防止月間」等では、次の事項を中心として、計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <p>ア 地方駐在安全管理士と支部が緊密な連携の下、実効性のある「林材業労働災害防止月間」の取組として「労働災害防止に関する巡回啓発活動」を実施する。</p> <p>イ 支部長は、本月中旬に率先して会員事業場と連携した現場安全パトロール等を積極的に実施する。</p> <p>ウ 会員に対しては、炎防規程の遵守、炎防規程の変更に伴い見直す「作業ポイントカード（改訂版）」・「事業場自主点検表チェックリスト（改訂版）」の活用、労働安全及び労働衛生ポスターの掲示、現場安全パトロール実施、安全唱和等の支部及び会員の「実施事項」の取組を指導するとともに、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 「林材業労働災害防止月間」の設定（7月）及び同月間期間中の取組具体的には、</p> <p>（ア）炎防規程の講習会の実施</p> <p>（イ）林材業死亡労働災害の分析結果を踏まえた実効性のある取組</p> <p>炎防規程の変更に伴う「今日の作業ポイントカード（改訂版）」、「事業場自主点検表チェックリスト（改訂版）」の作成と支部への配布</p> <p>（ウ）「実施事項」について、地方駐在安全管理士がブロック内支部長と緊密に連携し、会員事業場等に対しその周知徹底を図る。</p> <p>特に、リスクアセスメントの定着のため、リスクアセスメントフォローアップについて、本月中旬に支部と連携の上、集中的に取り組む。</p> <p>イ 全国安全週間及び全国労働衛生週間の取組</p> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動の取組（再掲）</p> <p>エ その他の取組</p> <p>次の事項についても併せて取り組むこととする。</p>	<p>労働安全ポスターの配付、掲示</p> <p>5,629 事業場</p> <p>47 支部</p>	<p>イ 全国労働衛生週間</p> <p>厚生労働省、中央労働災害防止協会が主催する「全国労働衛生週間」（10月1日～7日）の協賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。</p> <p>なお、「林材業労働衛生週間」（9月1日～9月30日までの1か月間は準備期間、10月1日～7日は本週間）の主な取組みは、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全衛生パトロール</td> <td>21 支部</td> <td>253 事業場</td> </tr> <tr> <td>安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施</td> <td>23 支部</td> <td>1,029 事業場</td> </tr> <tr> <td>労働衛生ポスターの配付、掲示</td> <td>47 支部</td> <td>4,696 事業場</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 林材業年末年始無災害運動</p> <p>令和5年度は、年末年始無災害運動の取組を令和5年12月15日～令和6年1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>24 支部</td> <td>251 事業場</td> </tr> <tr> <td>集団指導会及び会議等で指導</td> <td>27 支部</td> <td>146 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施</p> <p>林材業における熱中症については、死亡災害ゼロを目指し、令和5年度の取組の実施要領において、「林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」として、5～9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回指導、講習会等で指導</td> <td>39 支部</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施支部数	対象数	現場安全衛生パトロール	21 支部	253 事業場	安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	23 支部	1,029 事業場	労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	4,696 事業場	実施事項	実施支部数	実績	現場安全パトロール	24 支部	251 事業場	集団指導会及び会議等で指導	27 支部	146 回	実施事項	実施支部数	巡回指導、講習会等で指導	39 支部
実施事項	実施支部数	対象数																									
現場安全衛生パトロール	21 支部	253 事業場																									
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	23 支部	1,029 事業場																									
労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	4,696 事業場																									
実施事項	実施支部数	実績																									
現場安全パトロール	24 支部	251 事業場																									
集団指導会及び会議等で指導	27 支部	146 回																									
実施事項	実施支部数																										
巡回指導、講習会等で指導	39 支部																										

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績	実績																			
<p>(ア) 林材業 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン (再掲)</p> <p>(イ) 林材業 STOP！転倒災害プロジェクトの取組(再掲)</p>	<p>オ 林材業STOP！転倒災害プロジェクトの取組</p> <p>冬季は積雪及び凍結時に転倒のおそれが増大することから、林材業STOP！転倒災害プロジェクトの取組期間を令和5年12月1日～令和6年3月31日までとし、安全担当者(安全推進者)の参画の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「転倒災害防止チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、転倒災害の撲滅に向けた取組を行った。</p> <p>なお、主な取組は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施支部数</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場安全パトロール</td> <td>28 支部</td> <td>543 事業場</td> </tr> <tr> <td>安全大会及び集団指導会等で指導</td> <td>38 支部</td> <td>192 回</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施支部数	実績	現場安全パトロール	28 支部	543 事業場	安全大会及び集団指導会等で指導	38 支部	192 回											
実施事項	実施支部数	実績																			
現場安全パトロール	28 支部	543 事業場																			
安全大会及び集団指導会等で指導	38 支部	192 回																			
<p><b>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</b></p> <p>労働災害発生状況を毎月支部等に速報するとともに、毎年の死亡災害の発生動向を分析評価してその結果をとりまとめ、「林材安全」、協会ホームページにより広く情報提供を行うなどに取り組み。</p> <p>【支部】</p> <p>ア 関係行政機関との連携を図りつつ、労働災害情報を本部へ迅速に報告する。</p> <p>イ 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を会員、林材業に携わる事業者等に情報提供</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 労働災害発生状況速報(厚生労働省・毎月)を支部へ提供(毎月)</p> <p>イ 月刊情報誌「林材安全」への死亡災害事例速報、死亡災害の動向分析結果と再発防止対策(直近の上半期及び1年間に発生した死亡災害)、死亡災害事例の掲載(毎月)</p> <p>ウ 林材業労災防止協会年報への年間労働災害統計を掲載(毎年)</p> <p>エ 協会ホームページへの上記各種情報の掲載</p>	<p><b>(4) 労働災害情報の収集分析と提供</b></p> <p>労働災害の発生状況を毎月速報するとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>提供情報</th> <th>提供頻度</th> <th>提供媒体</th> <th>提供先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡労働災害事例速報</td> <td>随時</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部(会員)</td> </tr> <tr> <td>労働災害発生状況速報(協会版・厚生労働省版)</td> <td>毎月</td> <td>ファックス、Eメール</td> <td>支部(会員)</td> </tr> <tr> <td>労働災害発生状況速報</td> <td>毎月</td> <td>ホームページ</td> <td>一般</td> </tr> <tr> <td>労働災害事例</td> <td>各月号</td> <td>月刊情報誌「林材安全」</td> <td>購読者</td> </tr> </tbody> </table>	提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先	死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部(会員)	労働災害発生状況速報(協会版・厚生労働省版)	毎月	ファックス、Eメール	支部(会員)	労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般	労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者
提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先																		
死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部(会員)																		
労働災害発生状況速報(協会版・厚生労働省版)	毎月	ファックス、Eメール	支部(会員)																		
労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般																		
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者																		

## 【Ⅱ 自主事業】

事業	計画	実績	績				
<p><b>(5) 各種活動における会員加入の取組</b></p> <p>林材事業者における協会の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p> <p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等については、会員加入を促すこととする。</p> <p>ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布する。</p> <p>イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加える。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 支部は、集団指導会の案内通知にあたり、非会員に対するものには、協会パンフレットを同封する。</p> <p>イ 支部は、非会員も参加する集団指導会、安全衛生大会、安全パトロールにおいて、協会パンフレットを配布又は展示する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>新規加入数を令和4年度（221件）より上回ること。</p>	<p><b>(5) 各種活動における会員加入の取組</b></p> <p>林材事業者における協会の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p> <p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も対策とするものにおいては、会員加入を促すこととする。</p> <p>ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布する。</p> <p>イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加える。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 支部は、集団指導会の案内通知にあたり、非会員に対するものには、協会パンフレットを同封する。</p> <p>イ 支部は、非会員も参加する集団指導会、安全衛生大会、安全パトロールにおいて、協会パンフレットを配布又は展示する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>新規加入数を令和4年度（221件）より上回ること。</p>	<p><b>(5) 各種活動における会員加入の取組</b></p> <p>林材事業者における協会の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながることは言うまでもない。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。</p> <p>このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、個人加入を促すこととする。</p> <p>ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布する。</p> <p>イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加えた。</p>					
<p><b>(6) ホームページの運営</b></p> <p>会員をはじめ社会一般に対して林材業の労働災害防止に係る情報提供と当協会の事業活動の周知を図るため、労働災害防止対策、関係法令通達、災害速報、協会の概要、役割、活動状況及び各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実を図る。</p> <p>[支部]</p> <p>ア 会員をはじめ、林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の協会の行う事業活動の周知を図る。</p> <p>イ 講習会、研修会参加者の利便性の向上と利用拡大を図るため、各種講習会の実施日程等の情報提供を行う。</p> <p>【業務目標】</p> <p>アクセス件数 250件/日</p>	<p><b>(6) ホームページの運営</b></p> <p>ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="1070 322 1123 1155"> <tr> <td>令和5年度のアクセス総件数</td> <td>207,557件（567件/日）</td> </tr> </table>	令和5年度のアクセス総件数	207,557件（567件/日）	<p><b>(6) ホームページの運営</b></p> <p>ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="1070 322 1123 1155"> <tr> <td>令和5年度のアクセス総件数</td> <td>207,557件（567件/日）</td> </tr> </table>	令和5年度のアクセス総件数	207,557件（567件/日）	
令和5年度のアクセス総件数	207,557件（567件/日）						
令和5年度のアクセス総件数	207,557件（567件/日）						

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績																					
<p><b>(7) 全国林業労働災害防止大会の開催</b> 第59回全国林業労働災害防止大会を広島県にて開催する。令和5年度は、令和4年度よりプログラムを充実させることとするが、コロナ禍で開催することも想定されることから、感染防止対策を講じた上で実施する。</p> <p>[支部] 会員に対して、全国林業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。</p> <p><b>【業務目標】</b> (1) 開催月日 令和5年10月12日(木) (2) 開催場所 JMSアステールプラザ 大ホール (広島市) (3) 参加者目標 500名程度</p> <p><b>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b> ア 「林業・木材製造業労働災害防止協会表彰規程」に基づき林業の労働災害防止の推進に貢献した事業場、団体、個人について、全国林業労働災害防止大会の場で会長表彰等の表彰を行う。 イ 厚生労働大臣が表彰する「安全衛生に係る厚生労働大臣表彰」、厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」及び中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」候補者を選考し、推薦する。</p> <p>[支部] ア 全国林業労働災害防止大会で表彰する会長表彰の功労者等候補者について積極的に該当者の推薦を行う。 イ 「厚生労働大臣表彰」、「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」及び「緑十字賞」の候補者について積極的に該当者の推薦を行う。</p>	<p><b>(7) 全国林業労働災害防止大会の開催</b> 第59回全国林業労働災害防止大会を令和5年10月12日(木)、広島県広島市において開催し、功労者等の表彰等を行い、安全衛生意識の高揚を図った。</p> <table border="1"> <tr> <td>全国林業労働災害防止大会</td> <td>広島県広島市</td> <td>550人</td> </tr> </table> <p><b>(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦</b> ア 全国林業労働災害防止大会会長表彰全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度表彰者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体賞</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業場賞</td> <td>優良賞</td> <td>1事業場</td> </tr> <tr> <td>進歩賞</td> <td>7事業場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人賞</td> <td>功労賞</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>功績賞</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>会長感謝状</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 令和5年度緑十字賞の推薦 長年におたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して、中央労働災害防止協会が実施し表彰する制度について、令和5年度は次の3名が表彰された。 ○ 谷 清幸 氏 (高知県林材株式会社 代表取締役)</p>	全国林業労働災害防止大会	広島県広島市	550人	区分	令和5年度表彰者数	団体賞	0団体	事業場賞	優良賞	1事業場	進歩賞	7事業場	個人賞	功労賞	10人	功績賞	6人	会長感謝状	7人	計	31
全国林業労働災害防止大会	広島県広島市	550人																				
区分	令和5年度表彰者数																					
団体賞	0団体																					
事業場賞	優良賞	1事業場																				
	進歩賞	7事業場																				
個人賞	功労賞	10人																				
	功績賞	6人																				
会長感謝状	7人																					
計	31																					

【Ⅱ 自主事業】

事業計画	実績	実績						
<p><b>5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</b></p> <p>協会は、協会設立目的の達成等のため、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく健全で適正な管理運営及び事務・事業を進めるとともに、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（平成26年12月3日）を踏まえ業務運営の改善に向け継続して取り組む。</p> <p>令和5年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、支部監査指導に引き続き取り組みをとり、指導結果に基づき適切な対応を図ることとする。</p> <p>ア 支部監査の実施とコンプライアンスの徹底</p> <p>(ア) 監査指導室の活用により、協会業務の適正かつ効果的な執行について定期的に、計画的な会計等監査指導を実施し、監査指導を効果的に進める。</p> <p>(イ) 改正会計規程（平成29年4月1日施行）に基づき、本部、支部の適正な運用を進めるため、引き続き計画的に支部に対して適確な指導を実施する。</p> <p>(ウ) 「コンプライアンス管理規程」（平成30年10月5日制定）及び「コンプライアンス通報の処理に関する細則」（同）に基づき協会内のコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>イ 支部で実施する技能講習、特別教育等の適正な実施を図るため、計画的な内部業務監査指導を行う。（再掲）</p> <p>[支部] 本部と連携して、支部業務全般について業務改善の取組みを進める。特に、改正会計規程に基づく支部会計業務の適正な運用を進める。</p>	<p>○ 日野 敏明 氏（四国建販株式会社 技術教育シニアマネージャー）</p> <p>○ 上村 行生 氏（林材業労災防止協会鹿児島支部 林材業労災防止特定専門調査員・林材業安全技能師範・林材業労働安全衛生指導員）</p> <p>ウ 令和5年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰 一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長等に対して、厚生労働大臣が顕彰する制度について、令和5年度は次の1名が顕彰された。</p> <p>○ 山口 利之 氏（新見市森林組合・岡山県）</p>	<p><b>5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）</b></p> <p><b>(1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組</b></p> <p>「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」（平成23年11月）、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」（平成24年1月）及び「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」（平成26年12月）を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続的に取り組んだ。</p> <p>令和5年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、平成30年度から進めている支部監査指導に引き続き取り組みをとり、</p> <p>ア 支部会計業務監査の実施とコンプライアンスの徹底</p> <p>協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため、年間監査計画を策定し、「監事監査規程」、「会計業務等に関する内部監査実施規程」に基づき、監事と連携して監事監査、内部監査指導を計画的に実施し、監査結果による的確な改善措置の徹底を図った。</p>						
	<table border="1" data-bbox="927 741 1161 1998"> <tr> <td data-bbox="927 741 979 965">本部会計業務監査</td> <td data-bbox="927 965 979 1301">2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="979 741 1086 965">監事監査</td> <td data-bbox="979 965 1086 1301">6支部 (秋田県、宮城県、栃木県、和歌山県、奈良県、沖縄県)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 741 1161 965">内部監査</td> <td data-bbox="1086 965 1161 1301">4支部 (福島県、新潟県、佐賀県、長崎県)</td> </tr> </table>	本部会計業務監査	2回	監事監査	6支部 (秋田県、宮城県、栃木県、和歌山県、奈良県、沖縄県)	内部監査	4支部 (福島県、新潟県、佐賀県、長崎県)	<p>イ 支部登録教育機関業務等の内部監査の充実強化及び指導（再掲）</p> <p>都道府県支部が実施する安全衛生教育に係る内部監査については、令和元年度から3年度の間実施した技能講習及び特別教育等に関する計画的な内部業務監査を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施した。</p>
本部会計業務監査	2回							
監事監査	6支部 (秋田県、宮城県、栃木県、和歌山県、奈良県、沖縄県)							
内部監査	4支部 (福島県、新潟県、佐賀県、長崎県)							
	<table border="1" data-bbox="1369 741 1423 1998"> <tr> <td data-bbox="1369 741 1423 1301">登録教育機関等内部業務監査</td> <td data-bbox="1369 1301 1423 1998">10支部</td> </tr> </table>	登録教育機関等内部業務監査	10支部					
登録教育機関等内部業務監査	10支部							

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績								
<p>【業務目標】</p> <p>ア 監事監査、会計業務等内部監査の実施（10支部）</p> <p>イ 技能講習、特別教育等安全衛生講習の内部業務監査指導（10支部）</p> <p><b>（2）理事会・総代会等の開催</b> 事業計画、事業予算等の協会運営の審議検討及び執行決定のための理事会及び総代会を開催する。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 理事会（定例会 令和5年5月、10月、令和6年1月予定）</p> <p>イ 第64回通常総代会（令和5年6月6日（火）開催）</p>	<p>ウ 監査結果の共有 年度内に実施した監事監査及び内部監査指導の結果について、支部長会議において改善・指導事項別に示して業務改善に資するための共有を図った。</p> <p><b>（2）理事会・総代会等の開催</b> 執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。</p> <table border="1" data-bbox="464 465 635 1128"> <tr> <td>第64回通常総代会</td> <td>令和5年6月</td> </tr> <tr> <td>第87回理事会</td> <td>令和5年5月</td> </tr> <tr> <td>第88回理事会</td> <td>令和5年10月</td> </tr> <tr> <td>第89回理事会</td> <td>令和6年2月</td> </tr> </table>	第64回通常総代会	令和5年6月	第87回理事会	令和5年5月	第88回理事会	令和5年10月	第89回理事会	令和6年2月
第64回通常総代会	令和5年6月								
第87回理事会	令和5年5月								
第88回理事会	令和5年10月								
第89回理事会	令和6年2月								
<p><b>（3）支部長会議等の開催</b></p> <p>ア 支部長会議を開催し、令和6年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を一体的に推進する。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和5年度事業の具体的計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を効果的、効率的に推進する。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図る。</p> <p>【業務目標】</p> <p>ア 支部長会議（令和6年2月開催）</p> <p>イ 全国支部事務局長会議（令和5年6月15日（木）開催）</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議（令和5年6月15日（木）開催）</p>	<p><b>（3）支部長会議等の開催</b></p> <p>ア 支部長会議等を開催し、令和6年度の協会の事業運営方針及び事業計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を一体的に推進した。</p> <p>イ 全国支部事務局長会議を開催し、令和5年度事業の具体的計画等について、本部、支部間の認識の共有化を図り、労働災害防止対策事業を効果的、効率的に推進した。</p> <p>ウ 新任支部事務局長会議を開催し、協会の使命・役割、事業内容などについて認識を高め、支部運営の円滑な実施を図った。</p>								
<p><b>（4）情報セキュリティ対策の推進</b></p> <p>協会が保有する個人情報等の重要情報漏えい等のリスクに対応し情報の安全性等を確保するため、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティに関する規程」及び関連規定等に基づくセキュリティ対策を適切に実施する。 また、情報セキュリティに関する情報を職員に随時提供し、注意喚起を図る</p>	<p><b>（4）情報セキュリティ対策の推進</b></p> <p>協会が保有する個人情報、事業場等に関係する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。</p>								

## 【Ⅱ 自主事業】

事業計画	事業実績
<p>るとともに、教育・研修等により継続的な啓発活動を進める。</p> <p>【業務目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本部役職員、新任採用職員に対する教育・研修（随時）</li> <li>イ 本部情報システム等に係る情報資産棚卸、リスク評価、自己点検、情報セキュリティ監査の実施</li> <li>ウ 支部長会議、全国支部事務局長会議、新任支部事務局長会議開催時における研修</li> </ul>	<p>また、情報セキュリティインシデント発生時の適切な対応を図るためのCSIRT連携訓練や、本部における情報セキュリティ自己点検を実施し、職員の情報セキュリティに対する認識を高めた。</p>

# 令和6年度 業績評価実施要領

林業・木材製造業労働災害防止協会  
総合評価委員会

## 1 目的

- (1) 本要領は、平成14年4月26日に閣議決定された「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）が実施する事業の効果的・効率的な推進を図り、もって労働災害防止の一層の向上を図ることを目的として行う業績評価の実施に関する具体的方法を定める。
- (2) 令和6年度に実施する業務実績の評価は、令和5年度に実施した事業を対象とする。

## 2 評価の対象事業

業績評価の対象事業は、次の5事業区分における23事業とする。

- 1 安全衛生管理活動事業（補助事業）（4事業）
  - (1) 伐木等作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
  - (2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
  - (3) 林材業における労働災害再発防止対策事業
  - (4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業
- 2 労働災害防止特別活動推進事業（補助事業）（1事業）
  - (1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業
- 3 安全衛生教育支援事業（自主事業）（6事業）
  - (1) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進
  - (2) 図書・安全衛生用具等の普及
  - (3) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行
  - (4) 労働安全・労働衛生標語の募集
  - (5) 安全衛生教育テキスト等作成委員会
  - (6) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催
- 4 安全衛生対策支援事業（自主事業）（8事業）
  - (1) 「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」の目標達成に向けた取組の実施
  - (2) 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則等を踏まえた見直し
  - (3) 「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組
  - (4) 労働災害情報の収集分析と提供
  - (5) 各種活動における会員加入の取組
  - (6) ホームページの運営



- (7) 全国林材業労働災害防止大会の開催
- (8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

5 組織体制、事業運営の整備強化（自主事業）（4事業）

- (1) 協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組
- (2) 理事会・総代会等の開催
- (3) 支部長会議等の開催
- (4) 情報セキュリティ対策の推進

<参考>

補助事業：広く一般国民に対して公益上必要があると認められる事業について、国等の補助金により実施した事業。

自主事業：協会の趣旨・目的に沿って、自主財源により実施した事業。

### 3 評価の方法

(1) 評価方式は、個別事業ごとの評価、事業区分ごとの評価及び全体を通じた総合評価とする。

ア 個別事業評価及び事業区分評価は、上記2の23事業、5事業区分について、それぞれ、次の観点を総合的に勘案して行う。

- (ア) 事業目的は達成されているか。
- (イ) 効率的かつ適正な事業運営となっているか。
- (ウ) 事業場等の自主的な労働災害防止活動の促進に寄与しているか。
- (エ) 専門性を活かした事業の推進は図られているか。
- (オ) 調査研究事業にあっては、その成果が事業場における安全衛生の推進に役立つ課題となっているか。

イ 自主事業のうち収益事業については、上記アに事業基盤の強化に繋がっているかを加え、評価を行う。

ウ 総合評価は、ア及びイの個別事業評価及び事業区分評価の結果を踏まえ、協会の設立目的に照らし、事業活動の全般について、次の観点から見た寄与度について行う。

- (ア) 労働災害の防止
- (イ) 財政基盤の強化

(2) 評価の区分

評価は、次の評価区分（5段階）とし、数字で表す。

大変良い	5
良い	4
普通	3
やや不十分である	2
不十分である	1

(3) 評価の手順等

ア 事務局における事前の資料作成

業績評価の対象となる事業の実績に関する資料を作成する。

数値化できるものは数値化し、自己評価点及び必要に応じてその評価点を付けた理由を記入した業績評価シート（別紙1）を作成する。

#### イ 委員への資料送付等

（ア）事務局で作成した資料（災害状況報告、収支計算書及び関連資料を含む。）を総合評価委員会（以下「委員会」という。）委員あて事前に送付する。

（イ）各委員は、委員コメント表（別紙2）に、事業ごとのコメント及び総合コメントを記入して事務局に送付する。

（ウ）委員のコメントを、個別事業ごとに整理して、委員会に資料として提出する。

#### ウ 委員会による評価

委員会は、事務局から事前送付された資料、各委員の個別事業ごとのコメント、総合コメント及び事務局からの事業報告を基に議論を行い、委員会としての評価を行う。具体的には、

（ア）委員会は、事務局からの事業報告を受けた後、各委員は業績評価表（別紙3）を作成し、事務局に提出する。

（イ）事務局は、各委員から提出された業績評価表を集計し、平均値を算出して委員会に提出する。

平均値は、各委員の評価点の合計を、委員数で除し、小数点第2位を四捨五入する。

（ウ）委員会は、事務局から提出された業績評価表の平均値を基に議論を行い、業績評価総括表（別紙4）を作成する。

（エ）委員会としての業績評価報告書（事業区分評価、総合評価及び総括的コメントにより構成されるもの。）を作成し、後日、会長に提出する。

（注1）総括的コメントは、委員長一任とし、各委員のコメント及び委員会での議論を基に作成する。

## 4 令和6年度委員会スケジュール

下記日程により実施する。

令和6年8月2日	第1回委員会開催
令和6年9月下旬	令和5年度事業業績評価シートを委員に送付
令和6年11月上旬	各委員から委員コメント表を事務局へ送付
令和6年12月6日	第2回委員会開催
令和7年1月	業績評価報告書作成（印刷）

